

令和 8 年 2 月 秋 田 市 議 会 定 例 会 提 出 案 件 目 次

番 号	件 名
1	秋田市行政の基本構想を策定する件
2	令和 8 年度秋田市一般会計予算の件
3	令和 8 年度秋田市土地区画整理会計予算の件
4	令和 8 年度秋田市市有林会計予算の件
5	令和 8 年度秋田市市営墓地会計予算の件
6	令和 8 年度秋田市公設地方卸売市場会計予算の件
7	令和 8 年度秋田市大森山動物園会計予算の件
8	令和 8 年度秋田市廃棄物発電会計予算の件
9	令和 8 年度秋田市病院事業債管理会計予算の件
10	令和 8 年度秋田市学校給食費会計予算の件
11	令和 8 年度秋田市工業団地開発事業会計予算の件
12	令和 8 年度秋田市国民健康保険事業会計予算の件
13	令和 8 年度秋田市母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計予算の件
14	令和 8 年度秋田市介護保険事業会計予算の件
15	令和 8 年度秋田市後期高齢者医療事業会計予算の件
16	令和 8 年度秋田市水道事業会計予算の件
17	令和 8 年度秋田市下水道事業会計予算の件
18	令和 8 年度秋田市農業集落排水事業会計予算の件
19	令和 7 年度秋田市一般会計補正予算（第 11 号）の件
20	令和 7 年度秋田市一般会計補正予算（第 12 号）の件
21	令和 7 年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第 2 号）の件
22	令和 7 年度秋田市市有林会計補正予算（第 2 号）の件
23	令和 7 年度秋田市市営墓地会計補正予算（第 2 号）の件
24	令和 7 年度秋田市大森山動物園会計補正予算（第 2 号）の件
25	令和 7 年度秋田市廃棄物発電会計補正予算（第 2 号）の件
26	令和 7 年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算（第 3 号）の件
27	令和 7 年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第 3 号）の件
28	令和 7 年度秋田市後期高齢者医療事業会計補正予算（第 3 号）の件
29	令和 7 年度秋田市水道事業会計補正予算（第 3 号）の件
30	令和 7 年度秋田市下水道事業会計補正予算（第 3 号）の件
31	令和 7 年度秋田市農業集落排水事業会計補正予算（第 2 号）の件
32	情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を設定する件
33	秋田市行政手続条例の一部を改正する件
34	秋田市職員給与条例の一部を改正する件

- 35 秋田市職員等の旅費に関する条例および秋田市消防団員の報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例の一部を改正する件
- 36 秋田市市税条例の一部を改正する件
- 37 秋田市雄和ふるさと温泉条例の一部を改正する件
- 38 秋田市雄和地区北部コミュニティ施設条例を廃止する件
- 39 秋田市雄和農林漁家婦人活動促進施設条例を廃止する件
- 40 秋田市雄和山村交流センター条例を廃止する件
- 41 秋田市雄和左手子交流センター条例を廃止する件
- 42 秋田市老人いこいの家条例の廃止等に関する条例を設定する件
- 43 秋田市雄和ふれあいプラザ条例を廃止する件
- 44 秋田市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する件
- 45 秋田市手数料条例の一部を改正する件
- 46 秋田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を設定する件
- 47 秋田市乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件
- 48 秋田市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する件
- 49 秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例の一部を改正する件
- 50 秋田市新型コロナウイルス感染症対策特別金融支援基金条例を廃止する件
- 51 秋田市商工業振興条例の一部を改正する件
- 52 秋田市特別会計条例の一部を改正する件
- 53 秋田市森林等の火入れに関する条例の一部を改正する件
- 54 秋田市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する件
- 55 秋田市道路占用等に関する条例の一部を改正する件
- 56 秋田市都市公園条例の一部を改正する件
- 57 秋田市火災予防条例の一部を改正する件
- 58 秋田市消防団員の定員および任免に関する条例の一部を改正する件
- 59 秋田市水道事業給水条例および秋田市小規模水道施設条例の一部を改正する件
- 60 秋田市下水道条例の一部を改正する件
- 61 秋田市農業集落排水施設条例等の一部を改正する件
- 62 令和7年度秋田市一般会計補正予算（第7号）に関する専決処分について承認を求める件
- 63 令和7年度秋田市一般会計補正予算（第8号）に関する専決処分について承認を求める件
- 64 令和7年度秋田市一般会計補正予算（第9号）に関する専決処分について承認を求める件
- 65 秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更についての協議に関する

る件

- 66 包括外部監査契約を締結する件
- 67 秋田市河辺ユフォーレ公園施設の指定管理者を指定する件
- 68 秋田市北部市民サービスセンターの指定管理者を指定する件
- 69 秋田市寺内地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件
- 70 秋田市金足地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件
- 71 秋田市河辺市民サービスセンターの指定管理者を指定する件
- 72 秋田市河辺岩見温泉交流センターの指定管理者を指定する件
- 73 秋田市雄和市民サービスセンターの指定管理者を指定する件
- 74 秋田市上北手地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件
- 75 秋田市桜地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件
- 76 秋田市中心市民サービスセンターの指定管理者を指定する件
- 77 秋田市旭北地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件
- 78 秋田市河辺高齢者健康づくりセンターの指定管理者を指定する件
- 79 古川排水機場本体整備工事請負契約の変更契約を締結する件
- 80 令和7年度秋田市一般会計補正予算（第10号）に関する専決処分について承認を求める件

議案第1号

秋田市行政の基本構想を策定する件

次のとおり秋田市行政の基本構想を策定することについて、地方自治法第96条第2項の規定に基づく議決事件指定条例（昭和24年秋田市条例第36号）本則第1号の規定により議会の議決を求める。

令和8年2月10日提出

秋田市長 沼谷 純

秋田市行政の基本構想 別紙

提案理由

秋田市行政の基本構想を策定するため、議会の議決を求めようとするものである。

秋田市行政の基本構想

第1 基本構想の意義

1 基本構想の位置づけ

基本構想は、本市の総合的かつ計画的な行政経営を図るため、5年間の計画期間を通じた目標とそれを実現するための基本的な考え方を示すものです。

2 基本構想の構成

基本構想は、「基本理念」「将来都市像」「総合計画推進のために」および「プラスの循環戦略」で構成されます。

(1) 基本理念

目指すべき本市の姿を設定したものです。

(2) 将来都市像

基本理念のもとに目指す大局的な方向性として設定したものです。将来都市像ごとに「政策」および「施策」に細分化し、体系図を示しています。

(3) 総合計画推進のために

基本構想および推進計画の推進にあたって、市職員が分野を問わず共通して意識していくべき基本姿勢を設定したものです。

(4) プラスの循環戦略

人口の社会増への転換と持続可能な社会の実現に向け、将来都市像別の体系にとらわれずに、必要な分野において一体的かつ集中的に経営資源を投入して取り組むため、設定したものです。各戦略に「重点プログラム」を定め、推進計画において、戦略ごとに数値目標を、重点プログラムごとにKPIを設定しています。

第2 基本理念

人口減少・少子高齢化が進行する中、地域の活力を高め、心豊かな暮らしを次の世代に引き継いでいくためには、私たち一人ひとりの毎日が輝いていなければなりません。

年齢や性別などを問わず、自分らしくいきいきと輝いている「人」

にぎわいにあふれ、多彩な魅力に満ちている「まち」

四季の移り変わりのように彩り豊かで、心うるおう「暮らし」

本市では、前計画の基本理念「ともにづくり ともに生きる 人・まち・暮らし」のもと、市と市民が協力しあいながら、その実現に取り組んできました。こうしたこれまでの取組を土台としながら、さらなる発展につなげていくためには、自分らしい生き方や可能性の追求、新しいことへの挑戦をためらわない環境やそれを後押しする気運が大切であり、それぞれの個性や価値観を互いに尊重し、共感しあう社会を築くことが求められます。

共感とは、多様性と寛容性から生まれ、誰にとっても心地よい暮らしと、個性や能力を発揮できる居場所や仲間をつくります。人と人が交わり、活動や体験を共有し、喜びをわかちあうことを通じて、新たな価値を共に創造する共創へとつながります。

共創は、日々の変化や明日への期待、まちへの愛着をもたらし、一人ひとりがいきいきと暮らし、このまちを次の世代に引き継いでいくための原動力となります。

市と市民、市民と市民の対話を大切にしながら、共感と共創を通じて、人・まち・暮らしがいたるところで響きあい、心を躍らせ、輝きあう毎日の実現を目指していくこととし、基本理念を次のように定めます。

“響きあう 心躍る 人・まち・暮らし
～ 共感と共創で輝く秋田市へ ～ ”

第3 将来都市像

基本理念のもとに目指す大局的な方向性として、次の5つの将来都市像を設定し、将来都市像ごとの政策および施策について、体系として表します。

- 1 豊かで活力に満ちたまち
- 2 多様な主体でつくる元気なまち
- 3 人と文化をはぐくむ誇れるまち
- 4 健康で安全安心に暮らせるまち
- 5 緑あふれる持続可能なまち

将来都市像 1 豊かで活力に満ちたまち

政策 1 商工業・サービス業の振興

- 施策① 企業立地・事業拡大の推進
- 施策② 企業の活性化と起業の促進
- 施策③ 地元就職の促進と賃金水準の向上
- 施策④ 貿易と物流の拡大

政策 2 農林水産業の振興

- 施策① 農林水産業経営の確立と食料の安定供給
- 施策② 戦略的で多様なアグリビジネスの促進
- 施策③ 農山村地域の活性化と森林整備の推進

政策 3 交流人口の拡大と関係人口の創出、移住促進

- 施策① シティプロモーションの推進
- 施策② 観光振興の推進
- 施策③ にぎわいの創出
- 施策④ スポーツの力をいかした地域活性化
- 施策⑤ 関係人口の創出・拡大
- 施策⑥ 移住の促進

将来都市像 2 多様な主体でつくる元気なまち

政策 1 主体性と多様性を尊重するまちづくり

- 施策① 市民による地域づくりの推進
- 施策② 市民活動の促進
- 施策③ 男女共生社会の実現

政策 2 地域福祉の充実

- 施策① 地域福祉の推進
- 施策② 障がい者福祉の充実
- 施策③ 高齢者福祉の充実

政策 3 次代を担うこども・若者の成長支援

- 施策① こども・子育て環境の充実
- 施策② 若者の希望の実現

将来都市像 3 人と文化をはぐくむ誇れるまち

政策 1 文化の振興

- 施策① 文化遺産の保存と活用
- 施策② 市民文化活動の推進
- 施策③ 生涯スポーツの推進
- 施策④ 国際交流の推進

政策 2 教育の充実・大学等との連携推進

- 施策① 社会教育の充実
- 施策② 学校教育の充実
- 施策③ 高等教育の充実
- 施策④ 大学等や大学生等との連携

将来都市像 4 健康で安全安心に暮らせるまち

政策 1 安全な生活の実現

- 施策① 危機管理体制の確立
- 施策② 災害や雪に強いまちの確立
- 施策③ 防犯・交通安全体制の確立

政策 2 安心して暮らせる毎日の実現

- 施策① 健全な消費・生活衛生環境の確保
- 施策② 食育の推進
- 施策③ 保健・医療体制の充実
- 施策④ 消防・救急体制の充実
- 施策⑤ 社会保障制度の適正な運営

将来都市像 5 緑あふれる持続可能なまち

政策 1 環境との調和

- 施策① 環境保全の推進
- 施策② 循環型社会の推進
- 施策③ 脱炭素社会の推進

政策 2 都市基盤の確立

- 施策① 秩序ある都市環境の形成
- 施策② 住宅環境の整備
- 施策③ 上下水道サービスの提供

施策④ 安全安心な道路環境の整備

施策⑤ 公共交通の確保・維持

将来都市像 1 豊かで活力に満ちたまち

産業振興により地域経済を活性化し、しごととにぎわいを創出することにより都市としての求心力を高め、多様な交流や連携を構築し、県都として周辺圏域の発展を牽引する「豊かで活力に満ちたまち」を目指します。

政策 1 商工業・サービス業の振興

工業

ア 現状と課題

人口減少に伴う労働力不足や原材料価格の高騰、そして国内外の競争が激化する中、本市の製造業においては、個々の企業が技術力、開発力を高めていきながら、より高付加価値の製品の製造へとシフトしていくとともに、研究開発の促進や技術の集積によって、産業としての厚みを増すことが求められています。

また、若者の地元定着を促進するための施策や外国人労働者の受入れなどを通じて労働力を確保するとともに、AIなどの導入や生産プロセスの改善、自動化などの促進により、生産性の向上とコスト削減を図るほか、新しい製造技術の導入に官民が連携して取り組むなど市内企業の競争力を強化する必要があります。

イ 取組の方向

労働力不足の解消や生産性向上などに向けた設備導入を促進するとともに、経営基盤の強化に向けて国や県等と連携した相談・支援体制を強化するほか、既存誘致企業やその本社・親会社を定期的に訪問することで企業ニーズを把握し、設備投資等の競争力の強化を働きかけていきます。

再生可能エネルギー関連産業は、部品製造やメンテナンスなど裾野が広く、多くのビジネスチャンスがあります。今後、洋上風力発電をはじめとする再生可能エネルギーのさらなる導入が予想されることから、人材の育成・確保や設備投資等の支援を行い、

本市経済の活性化や関連産業の振興を図ります。

企業誘致

ア 現状と課題

近年、社会経済情勢の変化に伴うグローバルサプライチェーンの見直しや、国の国内投資支援策の後押しもあり、製造業を中心とする国内投資が各地で進展しているほか、情報通信業などでは、大都市圏における人材確保の困難さや自然災害等のリスク分散のため、地方進出を検討する企業が増えています。

一方で、市内には、産業用地やオフィスビルが不足し、企業誘致や既存企業の事業拡大の支障となっていることから、企業立地等による雇用の創出と地域経済への波及効果を最大化するため、進出企業のニーズに対応した産業用地やオフィススペースの確保が求められています。

イ 取組の方向

本市が重点的に集積を進めてきた電子部品・デバイス等の製造業や物流業、再生可能エネルギー関連企業とともに、若者・女性の活躍が期待される情報通信業の企業誘致に取り組みます。

産業用地等の不足に対しては、北部地区に再生可能エネルギーを供給する工業団地の整備を行っていくほか、今後の需要動向を捉え、民間事業者との連携を視野に入れながら製造業等の進出に必要な産業用地やオフィススペースの確保に取り組みます。

引き続き、各種優遇制度に加え、人材確保のしやすさや災害の少なさなど、本市の優位性を広くアピールした誘致活動を県との連携により推進し、若者の地元定着やAターン、地域産業の活性化につながる企業誘致に積極的に取り組みます。

商業・サービス業

ア 現状と課題

人口減少・少子高齢化の進行に伴う継続的な人手不足や長引く物価高など、本市の商業・サービス業を取り巻く環境は、厳しい状況に置かれています。

特に、仕入単価や人件費の上昇を販売価格に転嫁できていない状況にあることから、先端設備の導入やデジタル化等による生産性の向上が課題となっています。

中心市街地や商店街では、融資あっせんや補助制度により事業資金を支援することで、空き店舗・空きテナントへの出店が促進され、にぎわい創出にも一定の効果が現れており、継続的な取組が求められています。

イ 取組の方向

中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）における先端設備等導入計画の認定融資あっせんなどにより、人手不足の解消や生産性の向上を支援します。

また、商工団体や金融機関と連携しながら、ファンドの活用などにより、円滑な事業承継を支援します。

中心市街地や商店街においては、引き続き補助制度などにより、空き店舗・空きテナントの活用に努め、さらなる集客の向上を目指します。

中小企業経営

ア 現状と課題

本市企業の大部分を占める中小企業は、地域経済を支える重要な役割を担っていますが、人口減少等の進行による国内市場の縮小、グローバル化の進展による競争の激化等により、これらの民間事業者を取り巻く環境は厳しさを増しています。

特に、秋田県は後継者不在率および経営者の平均年齢が全国トップであるなど、事業主の高齢化や後継者不足等の課題を抱えており、今後、廃業の増加が懸念される状況であることから、従業員や第三者による事業承継の促進が急務となっています。

また、新たな創業者の掘り起こしや起業後のフォローアップなども視野に入れた創業支援により、創業を目指す人材を育成していく必要があります。

イ 取組の方向

本市の強みや特色などをいかしつつ、成長産業への進出や新事業の展開、新商品の開発、販路拡大などに積極的に取り組む中小企業等に対し、融資あっせん制度や相談体制の整備等により、事業拡大や経営基盤の強化を支援することで、民間事業者の「稼ぐ力」を高めます。

また、中小企業が持つ技術とサービスの喪失を防ぐとともに、雇用を維持するため、関係機関と連携しながら事業承継の円滑化を促進します。

このほか、創業機運の醸成や起業家の育成・支援等により創業を促進するとともに、新しい価値やサービスの創出にチャレンジする民間事業者を支援します。

雇用

ア 現状と課題

コロナ禍後、緩やかな景気回復を受けて、ハローワーク秋田管内の有効求人倍率や新規学卒者の就職内定率は高い水準で推移してきましたが、人口減少に伴い新規学卒者の就職者数は毎年減少しています。また、令和7年3月卒の県内高校生・大学生等の県内就職割合は、高校生が77%を超えているものの、大学生等は44.9%にとどまっています。

少子高齢化や若者の転出、産業の基盤となる熟練技術者の後継者不足など、労働力人口の減少が続く中、原材料やエネルギー価格、人件費の高騰により、企業経営が厳しさを増しています。

イ 取組の方向

若者の地元定着を促進するため、市内企業の雇用環境の改善や人材の確保・育成に関する取組を支援するとともに、賃金水準が高い首都圏等の企業誘致に取り組み、求職者の就職や非正規雇用のキャリアアップ、正規雇用の定着促進を図ることにより、賃金水準の向上に取り組めます。

また、新規学卒者の市内就職の促進を図るため、市内企業に関する情報発信の強化やインターンシップを含めた大学生等と市内

企業とのマッチング機会の拡大に取り組むとともに、外国人材を含めた多様な人材が個々の能力を十分に発揮できる職場環境づくりを進めます。

加えて、デジタル化の進展に伴う技術革新やビジネスモデルの変化に対応するため、リスキリングやリカレント教育の取組を支援します。

貿易・物流

ア 現状と課題

秋田港におけるコンテナ取扱量は、企業のサプライチェーン確保への意識の高まりなどを背景に堅調に推移し、令和元年には過去最高のコンテナ取扱量を記録しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響や、国際情勢の混乱、海上運賃等の輸送コスト上昇などにより、近年コンテナ取扱量は大幅に減少しています。

こうした中、県や本市では、秋田港のさらなるコンテナ利用促進等に向け、コンテナ利用者に対する奨励金や海外販路開拓を図る企業への支援を継続した結果、取扱量については底を打ちつつありますが、コロナ禍前の状況には戻っていません。

また、秋田産品の海外展開においても、日本酒や米に続く特色ある地場産品の開発や販路開拓・拡大には至っていない状況にあります。

このほか、卸売市場については、施設の老朽化が進行しているほか、施設の構造が開放型でコールドチェーン（低温物流）に対応していないなど、現代の流通形態や社会的ニーズへの適応が困難な状況となっています。

イ 取組の方向

引き続き、秋田港の港湾機能の拡充に努めるとともに、県や貿易関連団体と協力し、コンテナ荷主奨励金の支援メニューの充実やポートセールス等により、新たな荷主の開拓や貿易参入を試みる企業の発掘に努めます。

また、秋田産品の販路開拓や拡大を目指す企業に対しては、国

内外の見本市や商談会等への出展によるマッチング機会を創出するとともに、海外との商取引に参入する民間事業者を支援します。

卸売市場については、今後も、市民に安全で安心な生鮮食料品等を安定的に供給する役割を果たしていくため、再整備に向けた取組を進めます。

『政策1 商工業・サービス業の振興』のもと取り組む施策

施策① 企業立地・事業拡大の推進

施策② 企業の活性化と起業の促進

施策③ 地元就職の促進と賃金水準の向上

施策④ 貿易と物流の拡大

政策2 農林水産業の振興

生産振興

ア 現状と課題

農業においては、新規就農者数や農業法人数が増加傾向にあるなど、明るい兆しが見られる一方、高齢化等により離農者も増加しており、地域農業を支える意欲ある経営体の育成・確保が急務となっています。

また、生産資材等の高騰や自然災害の激甚化に加え、国内需要の減少など、農業をめぐる情勢がますます変化していく中で、農業経営は厳しい状況に直面していることから、安定した農業経営の確立に向け、担い手の育成・確保、生産性の向上や園芸作物等の複合化、生産施設および農業基盤の整備をさらに推進していく必要があります。

林業においては、採算性の低下などにより林業への関心が薄れている中、所有者の高齢化や世代交代などにより、個人での適切な森林経営が困難になっていることから、持続可能な林業経営の確立や林業の成長産業化が重要となっています。また、森林整備を通じ、地球温暖化の防止などの社会的要請に対応するため、中長期的な森林吸収量の確保・強化を図っていく必要があります。

イ 取組の方向

農業においては、消費市場や人材資源など都市部と隣接する立地条件をいかし、意欲ある多様な担い手の育成や複合型生産構造への転換を推進するとともに、スマート農業技術の活用、大区画ほ場の整備や園芸作物の団地化を促進するほか、環境負荷低減の取組などにより、健全で持続的に発展する農林水産業の確立と安全で安心な食料の安定供給を目指します。

林業においては、森林経営を促進するため、森林経営管理制度の活用や施業の集約化を図るとともに、低コスト経営に向けた新技術の導入やデジタル林業を推奨し、経営の効率化を図ります。また、地域材の利用促進などにより林業の成長産業化を目指します。

販売促進

ア 現状と課題

高齢化や人口減少による担い手不足、気候変動による自然災害の激甚化、国際的な価格競争の激化など、わが国の農林漁業を取り巻く厳しい環境に対応するため、新たな付加価値を生み出すアグリビジネスの促進が求められています。

本市においては、アグリビジネスに取り組む民間事業者への積極的な支援により、実践者数が増加するなど一定の成果を上げていますが、経営規模の小さい事業者が多いほか、販路確保や商品開発などに課題を抱えている事業者もおり、それぞれの実情に合わせたきめ細かな支援を継続していく必要があります。

また、本市は、園芸作物や果樹、畜産など、多様な作物等の生産地となっていますが、首都圏をはじめとする消費地の市場では産地間競争が激しく、ブランドが確立されていない地域の産品は厳しい価格競争にさらされています。

そのため、本市農産品全体の価値の向上を図るとともに、確実にその価値を認識してもらうため、国内外に積極的な情報発信や販路拡大等の取組を包括的・戦略的に展開していくことが必要となっています。

イ 取組の方向

農林漁業者の所得向上と地域の雇用拡大、担い手不足の解消を図るため、6次産業化に向けた設備投資や商品開発、販路拡大などを支援するとともに、人材育成やマッチング支援による農商工連携の促進など、付加価値の高い事業を創出し、アグリビジネスの活性化につなげます。

また、本市農産品等の魅力と知名度を高め、さらなる販売促進を図るため、民間事業者による展示会等への出展を支援するとともに、JAや周辺自治体と連携し、首都圏等におけるプロモーション活動や情報の発信によるPRを行うほか、地元有望商品の商品開発や需要拡大に取り組み、知名度の向上と外貨獲得に努めます。

農山村

ア 現状と課題

農業生産基盤や道路、上下水道などの生活基盤の整備は進んでいますが、地域における農林業の担い手不足や住民の高齢化の急速な進行に伴い、農用地、水路、農道等の保全管理が困難になるとともに、生産活動や集落機能の低下が懸念されています。

また、近年多発している局地的集中豪雨などにより、農林業施設の被災の頻度が増していることを踏まえ、山地災害の防止機能を有する森林の保全とともに、山腹崩壊の防止を促進する必要があるほか、クマ等の野生動物の出没が増加しているため、緩衝帯の役割を持つ里山を適正に管理する必要があります。

一方で、本市の持つ豊かな農山村資源や自然環境、地域に根付いている伝統・文化などを有効に活用し、農山村地域に人を呼び込み、地域の活性化や消費活動の促進につなげていくことが求められています。

イ 取組の方向

自然環境に配慮した農業生産基盤や生活基盤の整備を進めるとともに、農山村の持つ多面的機能の発揮に向けた取組への支援や

農地集積等により、農業生産性の向上や生活環境の改善、集落機能の維持等を図るほか、老朽化した農業用ため池や治山施設の整備と里山の適正管理、クマ等の有害鳥獣の被害防除や捕獲、出没情報や安全対策の周知、正しい知識等の普及啓発を行い、人的被害や農地・山地被害の防止に努めます。

また、秋田市農山村地域活性化センターさとぴあを拠点として、地域の持つ豊かな農山村資源を活用した各種講座の開催や援農ボランティア事業などの取組を進めることで、都市と農山村の人的交流の場を創出し、農山村地域の活性化を図ります。

『政策2 農林水産業の振興』のもと取り組む施策

施策① 農林水産業経営の確立と食料の安定供給

施策② 戦略的で多様なアグリビジネスの促進

施策③ 農山村地域の活性化と森林整備の推進

政策3 交流人口の拡大と関係人口の創出、移住促進

シティプロモーション

ア 現状と課題

人口減少・少子高齢化が進行する中、持続可能な社会の実現のためには、市民一人ひとりのまちへの誇りと愛着をはぐくみながら、自らの地域に関わる当事者意識を醸成し、特に若者の地元定着を促進するとともに、交流人口・関係人口の創出により市内外の人々と多様な関係を築くことが重要です。そのためには、まちの特徴や個性などの独自性を効果的に発信し、多様な人々がまちに集まり、関わりたい、住み続けたいと共感されるブランディングを行っていく必要があります。

イ 取組の方向

市民や本市にゆかりのある関係人口など、各ターゲットに響く効果的な発信を行うため、観光や産業、文化、子育てなど、本市固有の魅力や日々の暮らしの豊かさについて、SNSをはじめそれぞれの特性をいかしたプロモーションを一体的かつ戦略的に行い、地元定着の促進や交流人口・関係人口の創出を目指します。

観光

ア 現状と課題

令和6年の訪日外国人旅行者数と消費額が過去最高を記録するなど、インバウンド市場のさらなる拡大が期待されている一方、宿泊者の約7割が三大都市圏に集中している現状から、オーバーツーリズムの解消も含めた地方への誘客強化が課題となっています。

本市ではクルーズ船の寄港数が増加し、乗船客の市内周遊が促進されていますが、宿泊も含めた滞在時間の長いインバウンド誘客の強化が期待されています。

また、従来の画一的な観光地巡りから、質や希少性を重視した能動的で、その地域でしか得られない本物の体験を求めるなど、多様化する観光客の嗜好に対応するため、本市ならではの観光資源の磨き上げとデータ分析によるターゲットを絞ったプロモーションの充実が求められています。

イ 取組の方向

秋田竿燈まつりを核とし、四季折々の自然、特色ある歴史や文化といった本市独自の地域資源を磨き上げ、観光客が減少する冬季の誘客を強化するなど、通年型の観光を推進します。

また、陸・海・空の交通結節点を持つ本市の優位性をいかし、国内周遊型のインバウンドもターゲットとするほか、本市を拠点とした広域観光の推進やコンベンション誘致などにより、本市来訪者の滞在期間延長と消費拡大を促します。

加えて、データの収集・分析を強化し、観光客の動向や消費状況に基づいた誘客と効果測定に基づく施策のブラッシュアップを図ります。

まちのにぎわい

ア 現状と課題

にぎわいの核となる中心市街地では、秋田市文化創造館、あきた芸術劇場ミルハス、千秋公園大手門の堀遊歩道、秋田市立佐竹

史料館などの公共施設の整備のほか、民間によるホテルやマンションの建設が進んだことなどを背景に、秋田駅西口の地価は上昇傾向にあります。また、官民による年間を通じた様々なイベントが開催されるなど、芸術文化ゾーンを中心とした日常的なにぎわいの創出が図られつつあることから、まちの魅力をさらに磨き上げ、にぎわいが中心市街地全体に波及するよう、行政、地域、事業者が積極的に連携し、さらなる回遊性の向上に取り組む必要があります。

このほか、クルーズ船乗船客の市内周遊や地域資源である地元トップスポーツクラブが生み出す「特別な日のにぎわい」を「普通の日」、日常的なにぎわいにつなげていく必要があります。

イ 取組の方向

中心市街地は本市をイメージする“顔”であり、コンパクトシティの核として高次都市機能の集積を図りながら、秋田駅周辺をはじめ、旭川をはさんだ大町、保戸野通町、川反地区を一体的な区域として、住み、集うだけでなく、買物や公共施設の利用、散策などを通して、市民や訪問者が愛着を持てる多機能空間として活性化を図ります。また、芸術文化ゾーンをいかした、施設間連携や公共空間の柔軟な活用など、市民と協働して魅力的な交流・滞在空間の創出を進めます。

さらに、クルーズ船の寄港は、インバウンド誘客や交流人口の拡大による経済波及効果が見込まれることから、引き続き誘致・定着に向けた取組を官民一体で進めます。

このほか、市民の連帯意識や地域に対する愛着を深めるとともに、スポーツの力をまちづくりにいかすため、地元トップスポーツクラブとの連携やスポーツ施設の充実・活用に努めます。

関係人口の創出・拡大

ア 現状と課題

人口減少・少子高齢化の進行により、地域づくりの担い手となる人材が不足し、伝統文化の継承や伝統行事の継続、コミュニテ

イの維持などが困難となることが懸念されます。

一方で、地方に残された自然や様々な習俗に関心を持ち、自発的に地域のにぎわいづくりに貢献したいという若者を中心とした大都市から地方への新しい人の流れが生じていることに加え、リモートワーク等の普及による働き方や生活スタイルの多様化を背景に、地方に対する関心が高まっています。

継続的に多様な形でつながりを持つ関係人口による人材の結びつきが促進されることで、地域と人々との様々な関係が新たに生まれるほか、こうした関心層を地域の担い手として確保することは、その地域の担い手として活躍することにとどまらず、地域住民との交流が新たな発見や価値を生み、地域経済の発展につながることを期待できます。

また、地域への関心や地域との関わりを深める中で築いた関係が、地方移住を決めるきっかけとなることが多く、移住の裾野拡大の観点からも、関係人口の創出・拡大を図る取組を進める必要があります。

イ 取組の方向

本市とつながりのある方はもとより、ゆかりのない方にも、本市の認知度を高め関心を持ってもらうための事業に取り組みながら、本市の豊かな自然や文化、教育環境などを活用した体験活動等の機会を提供し、継続的に多様な形でつながりを持つ関係人口の創出・拡大を目指します。

移住の促進

ア 現状と課題

首都圏における移住相談体制の強化や、本市独自の移住補助事業などにより、本市への移住者数は増加傾向にあるものの、依然として、進学・就職等に伴う転出が社会減の大きな要因となっており、若者の地元定着やふるさと回帰が課題となっています。

一方、近年、感染症や頻発化する自然災害などを背景に、大都市圏への人口集中がリスクや弱点として広く認識され、地方暮ら

しやふるさと回帰への関心が高まっていることから、移住ニーズの掘り起こしや一人ひとりの支援ニーズを踏まえた、切れ目ない支援により、移住先として選ばれるまちを実現し、県外からの移住を加速させる必要があります。

また、より多くの移住者を呼び込み、受け入れるためには、市民自らが地域に積極的に関わり、誇りや愛着を持つことが重要です。

イ 取組の方向

「都市の便利さと豊かな自然がほどよく調和したまち」という本市の魅力を市内外へ戦略的にPRし、その良さを実際に体験してもらうことで、その後の移住定住につなげる取組を強化します。

また、進学・就職等に伴い転出した若者や子育て世代のUターン、進学で本市に転入した若者の定着を促進するとともに、移住ニーズの掘り起こしや、多様化する支援ニーズに対応できる体制を強化し、移住者の増加につなげます。

さらに、移住者の定着につなげるため、庁内の関係各課の連携のもと、移住者が地域に積極的に関わり、誇りや愛着をはぐくむ取組を強化していきます。

『政策3 交流人口の拡大と関係人口の創出、移住促進』のもと取り組む施策

- 施策① シティプロモーションの推進
- 施策② 観光振興の推進
- 施策③ にぎわいの創出
- 施策④ スポーツの力をいかした地域活性化
- 施策⑤ 関係人口の創出・拡大
- 施策⑥ 移住の促進

将来都市像2 多様な主体でつくる元気なまち

すべての市民が主人公として尊重され、それぞれの役割や居場所で、個性や能力を発揮し、充実した生涯を送ることができるよう、地域、NPO、企業、行政等が関わり、支えあう「多様な主体でつくる元気なま

ち」を目指します。

政策1 主体性と多様性を尊重するまちづくり

地域の自治活動

ア 現状と課題

人口減少・少子高齢化の進行、ライフスタイルの変化などにより、加入率の低下や担い手不足などの問題を抱える町内会や自治会などが増えています。共同体としての機能を維持し、これまでと同様に地域自治活動の中心的役割を担うためには、住民一人ひとりのまちづくりに関わる意識を醸成することが必要です。

イ 取組の方向

住民一人ひとりがまちづくりに主体的に関わることで、地域課題の解決に取り組む社会を目指します。

市民活動

ア 現状と課題

コロナ禍により停滞していた、NPOやボランティアなどによる市民主体のまちづくり活動が再開しつつあります。

また、ライフスタイルや時代の変化に応じた新たな活動が広がり、多様化・複雑化する社会に対応する活動も始まりつつあります。

こうした中、市民活動に関心のある市民はおおよそ4割にとどまり、参加割合も依然として低いことから、参加・参画に向けた支援や関心を高める取組が必要です。

イ 取組の方向

市民主体のまちづくり活動を促進するために、市民が多彩で魅力的な活動を実践しやすい環境づくりを推進し、市民協働によるまちづくりを目指します。

男女共生社会

ア 現状と課題

社会制度の整備や時代の潮流により、男女共生の意識は普及してきています。家庭や学校、職場や地域など様々な場において、

性別による固定的な役割分担やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の解消について理解を深めるとともに、相互扶助の精神を築き、絆を大切にしようとする気運の醸成を図る必要があります。

また、ジェンダーによる社会的偏見や差別をなくし、ジェンダー平等社会の実現に向けて取り組む必要があります。

イ 取組の方向

性別、年齢、国籍、LGBTQなどの特性や状況・環境等の違いを受け入れるとともに、人と人とのつながりや思いやりの心を見つめ直す機会を提供することで、お互いの人権を尊重し、一人ひとりが個性や能力を十分に発揮できる多様性を認めあう社会の実現を目指します。

『政策1 主体性と多様性を尊重するまちづくり』のもと取り組む施策

施策① 市民による地域づくりの推進

施策② 市民活動の促進

施策③ 男女共生社会の実現

政策2 地域福祉の充実

地域福祉

ア 現状と課題

人口減少・少子高齢化の進行に伴って、地域活動の担い手不足や社会的なつながりの希薄化が進行しており、地域福祉を担う人づくりや支えあいの地域づくり、安心して暮らせる福祉の環境づくりなどに一層取り組む必要があります。

イ 取組の方向

地域福祉の推進のため、包括的な支援体制を整備するとともに、住民が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしていけるよう、みんなで支えあいながら、地域を共につくっていく地域共生社会を目指します。

障がい者福祉

ア 現状と課題

障がい者が自立した生活を営む上での社会的障壁の除去や、社会参加の機会の確保が十分ではないことから、障がい者はその活動を制限され、結果的に日常生活や社会生活において制約を受けることがあります。秋田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例（平成29年秋田市条例第41号）に基づき、共生社会の実現に向けて継続して取り組んでいく必要があります。

イ 取組の方向

誰もが障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生できるまちを目指します。

高齢者福祉

ア 現状と課題

本市の人口に占める65歳以上人口の割合は30%を超えており、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯も増加傾向にあるほか、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年度には高齢者人口がピークを迎えるなど、介護および福祉サービスへのニーズはますます高まるものと考えられます。

また、年齢を重ねても自分らしく生きがいを持ち続けながら生活することは、健康長寿につながることから、高齢者が地域福祉の支え手として活躍できるよう、市民、事業者、行政の三者協働により高齢者の豊かな経験や知識、意欲をいかした取組を進めることが重要となっています。

イ 取組の方向

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・生活支援などに関する様々な専門機関および職種が連携し、高齢者の暮らしを包括的に支える地域包括ケアを推進します。

また、市民、事業者、行政のそれぞれの強みをいかしながら、高齢者自らの生きがいつくりと社会参加を促進し、高齢者が支えられるだけでなく、社会の支え手としての役割を担い活躍でき

る社会の実現を目指します。

『政策2 地域福祉の充実』のもと取り組む施策

施策① 地域福祉の推進

施策② 障がい者福祉の充実

施策③ 高齢者福祉の充実

政策3 次代を担うこども・若者の成長支援

こども・子育て

ア 現状と課題

人口減少と少子化の進行、地域におけるつながりの希薄化などによる子育ての負担感や孤立感に加え、児童虐待や貧困、養育困難家庭の増加、こどもたちが遊びを通じて共に成長する機会の不足など、こどもと子育て当事者を取り巻く状況に様々な課題が生じています。

こうした中、子育てに関する様々なニーズや悩みに対応するとともに、次代の社会を担うすべてのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で健やかに成長できるよう、社会全体でこども・子育て支援に取り組んでいくことが求められています。

イ 取組の方向

こどもを社会全体で支援するとともに、妊娠を希望する人から子育て中の人までが安心してこどもを生み育てられる環境づくりを推進することにより、次代の社会を担うすべてのこどもが将来にわたって幸せな状態で健やかに成長できるまちを目指します。

若者

ア 現状と課題

少子化の進行は、社会や経済、地域の持続可能性を基盤から揺るがす事態につながるおそれがあります。

少子化の要因として影響が大きい未婚化・晩婚化には、個人の価値観の多様化などが背景にあり、若者における経済的な不安定

さ、出会いの機会の減少、子育てに対する負担感など様々な課題があることから、結婚して家庭を持つことや子どもを生き育てることの喜び、楽しさを実感できる環境づくりとともに、将来への展望を描き、希望を叶えられる社会づくりが急務となっています。

また、若者の流出が課題となっており、本市出身者や進学で本市に転入した学生などの若者の地元定着を促進するとともに、一度本市を離れた若者や子育て世代が帰ってきたいと思えるまちにすることが重要となっています。

イ 取組の方向

若者の自立や就職、起業などの挑戦を支援し、本市で家庭を築き、子どもを生き育てたいという希望が生まれ、実現できるよう、就職、子育て等の各ライフステージ段階で、本市で暮らすことを選択できる環境づくりを目指します。

また、若者の活動を応援する施策や大学生等が主役となるまちづくりなどを推進し、若者が愛着と活気を感じて住み続けたいと思えるまちを目指します。

『政策3 次代を担う子ども・若者の成長支援』のもと取り組む施策

施策① 子ども・子育て環境の充実

施策② 若者の希望の実現

将来都市像3 人と文化をはぐくむ誇れるまち

文化をいかした魅力あるまちづくりを進め、生涯にわたり文化・スポーツ活動に取り組める環境の中で、誰もが目標に向かって成長し、希望に満ちた生活を送ることができる「人と文化をはぐくむ誇れるまち」を目指します。

政策1 文化の振興

文化遺産

ア 現状と課題

本市では、豊かな自然環境と先人たちの活動を背景に、多種多様な有形・無形の指定文化財に代表される文化遺産が形成され、地域の中で大切に守り伝えられています。

これらの文化遺産は、近年、観光振興、まちづくり等への活用が期待される一方で、経年劣化や担い手不足などにより、保存・継承がこれまで以上に難しくなっていることから、文化遺産を地域全体で支え、守り、伝え、いかしていく体制を整える必要があります。

イ 取組の方向

地域に根ざした文化遺産の調査とともに、文化遺産を知る機会を創出し、身近な歴史文化への誇りと関心をはぐくむ取組を進めることで、文化遺産を地域全体で支え、守る体制を築き、次世代に継承します。

また、貴重な地域資源として文化遺産の有効活用を図り、文化遺産をいかした魅力あるまちづくりを進めます。

芸術文化

ア 現状と課題

芸術文化事業の実施や文化施設の整備などにより、市民の芸術文化に対する関心が高まり、自主的な活動が広がりを見せるとともに、芸術文化をいかしたにぎわいの創出や都市の魅力向上への期待が高まっています。

一方、少子高齢化等に伴う担い手不足により、様々な芸術文化の継承に影響が生じていることから、芸術文化活動に参加しやすい環境を整える必要があります。

イ 取組の方向

市民が自主的な芸術文化活動を行うことができる環境づくりや、文化施設の有効活用を促進します。

また、市民一人ひとりの創造力をいかし、魅力ある芸術イベントの開催や情報発信など、文化によるまちづくりを一層進め、心に豊かさとうるおいをもたらす社会の持続を目指します。

生涯スポーツ

ア 現状と課題

市民の健康志向の高まりや生活様式の多様化により、余暇時間

で気軽にスポーツに親しみながら、心身ともに健康な生活を送ることができる、豊かなスポーツライフを実現したいという意識が高まってきています。

一方、少子高齢化等により、大会等への参加者の減少や身近な地域でスポーツ活動を支える担い手の確保などの課題も生じてきています。

そのため、誰もが身近にスポーツに親しむことができる環境の整備を進め、ライフステージに応じた多様な市民ニーズに対応したスポーツ振興に取り組む必要があります。

イ 取組の方向

市民がそれぞれの体力や年齢、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目指します。

また、市民一人ひとりがそれぞれのライフステージに応じ、主体的にスポーツ活動を楽しみながら、生涯にわたり、健康や生きがいづくりに取り組める環境整備を進めます。

国際交流

ア 現状と課題

本市は、友好姉妹都市提携等をしている海外の各都市と、行政、教育、芸術文化、スポーツ、医療、経済など様々な分野での交流を行っています。グローバル化の進展により、世界情勢の変化が市民生活に与える影響が大きくなっていく中、状況の変化に対応した国際交流施策を進めていく必要があります。

また、労働人口の減少を背景に即戦力となる外国人労働者の受入れが増加傾向にあり、今後もその傾向は続くことが見込まれます。外国人住民の増加は、企業の人材不足の解消のほか、市民が多様な価値観に触れることによる地域の国際化や活性化等につながることを期待されます。

イ 取組の方向

各都市の特性や地域性をいかした特色ある国際交流を実施し、

交流の成果を市民へ還元するよう努めます。

また、市民が多様な文化や習慣を持つ人々と相互に理解する機会を通して、国際意識や平和意識の高揚を図り、外国人住民と共により良い地域社会を築くため、「多文化共生のまち」を目指します。

『政策1 文化の振興』のもと取り組む施策

施策① 文化遺産の保存と活用

施策② 市民文化活動の推進

施策③ 生涯スポーツの推進

施策④ 国際交流の推進

政策2 教育の充実・大学等との連携推進

社会教育

ア 現状と課題

自らの個性を発揮し、能力を高め、生きがいのある生活を送るため、生涯を通じて学びたいという市民の学習意欲が高まるとともに、学習ニーズが高度化・多様化しています。また、市民一人ひとりが学習成果をいかして主体的に社会に関わることが求められています。

イ 取組の方向

学習環境の変化やライフステージに応じた様々な学習機会を通して、多くの市民が共に学び、学ぶ楽しさを実感できるようにするとともに、学んだ成果を、人づくり、つながりづくり、地域づくりに結びつけることにより、持続可能な活力ある社会の実現を目指します。

学校教育

ア 現状と課題

人口減少・少子高齢化の進行、AI等の科学技術やグローバル化の進展、多様性の浸透など、こどもを取り巻く環境が大きく変化しています。

こうした中、変化を前向きに受け止め、個性や能力を最大限に

発揮して主体的に未来を切り拓くとともに、様々な人と協働しながら課題を解決していく人材の育成が求められています。

イ 取組の方向

「徳」「知」「体」のバランスのとれたこどもをはぐくむ学校教育を通して、志を持って主体的に新たな価値を創造し、予測困難な未来を切り拓く「自立」の力と、多様な価値観を互いに認めあい、協働して社会を創造する「共生」の力を育成することを目指します。

高等教育

ア 現状と課題

急速な人口減少に伴い、高等教育機関を取り巻く社会情勢がより一層厳しさを増す中、高等教育機関は、時代の変化に対応しながら、高等教育および学術研究機会の提供と、地域社会での知的・文化的拠点として中心的役割を担っています。

また、教育研究の成果を地域社会に還元することにより、地域課題の解決や社会の発展、文化の振興に寄与することが求められています。

イ 取組の方向

高等教育機関がより豊かな教養と深い専門性を身につけ、地域社会の発展に貢献できる人材を育成し、積極的に国内外に情報発信を行うとともに、効率的かつ安定的な経営ができるよう支援します。

また、地域のシンクタンクとして高等教育機関が地域課題の解決、芸術文化活動の担い手の育成や文化の振興などに寄与するよう連携を進めます。

大学等や大学生等との連携

ア 現状と課題

本市には多くの高等教育機関が立地し、学生が集い、学び、日常的な活動を行うことで、まちに交流と活気が生まれています。人口減少をはじめ社会環境が大きく変化し、市民ニーズが高度化

・多様化する中、市民協働のパートナーとして、より積極的に協力しあい、共にまちづくりを進めていく必要があります。

イ 取組の方向

それぞれの大学等が持つ人材・知識・情報などの資源や特徴をいかし、相互に連携を図りながら、地域課題の解決や文化の振興等につながるよう取り組みます。

また、連携を推進する中で、若者がこのまちに関わりたと思う環境づくりや若者の多様な挑戦を後押しする取組の充実に努め、大学生等が主体的にまちづくりに関わることを目指します。

『政策2 教育の充実・大学等との連携推進』のもと取り組む施策

施策① 社会教育の充実

施策② 学校教育の充実

施策③ 高等教育の充実

施策④ 大学等や大学生等との連携

将来都市像4 健康で安全安心に暮らせるまち

生活の危険を回避できる十分な体制を整備し、市民が健やかな心身を保ちながら、「健康で安全安心に暮らせるまち」を目指します。

政策1 安全な生活の実現

災害時の危機管理

ア 現状と課題

近年の気候変動の影響により、集中豪雨やこれに伴う土砂災害、河川の氾濫等の水害など、全国的に自然災害が激甚化・頻発化しており、本市においても令和5年7月豪雨により市街地を中心に広範囲が冠水するなど、自然災害によるリスクが高まっています。

これら大規模自然災害に対しては、被害状況の把握の遅れが、応急対策や復旧工事の早期実施に影響し、被害が長期化するおそれがあることから、迅速かつ的確に被害状況を把握する必要があります。

地域の防災活動の要ともなる自主防災組織は、少子高齢化の進

行やコミュニティ意識の希薄化などへの対応が必要となっています。また、災害発生時の避難生活における生活環境の確保や、NPO・民間企業等との連携の推進などによる支援体制の強化等が求められています。

イ 取組の方向

激甚化・頻発化する自然災害に対応するため、防災インフラの整備や管理、老朽化対策を推進するとともに、ドローンやワンコイン浸水センサ等を活用した迅速かつ的確な被害状況の把握など、情報収集の高度化を推進します。また、迅速かつ正確な情報発信や、緊急支援物資の備蓄、避難所運営体制の強化など、実効性の高い防災体制の構築に取り組みます。

さらに、市民一人ひとりが、また企業などの事業者が、それぞれ自らの力で自らを災害から守る自助や、地域で相互に助けあう共助の意識の醸成を図り、今後、起こり得る災害や危機に備え、市民や関係機関と一体となって、総合的な防災対策を進めます。

健康危機管理

ア 現状と課題

生活環境がグローバルな変化を続ける中、食中毒や感染症など健康を脅かす健康危機の発生が危惧されます。

イ 取組の方向

平時から感染症等の健康危機に関する情報の収集・分析・発信を行うほか、関係機関と連携を図り、健康危機の発生時に迅速に対応できる体制を構築します。

災害に強いまちづくり

ア 現状と課題

市内には、木造住宅密集地や狭い幅員の生活道路、倒壊の危険性がある管理が不適切な空き家、公園が少ない地域などがあり、緊急時における物資輸送路や避難経路、オープンスペースの確保のほか、河川等の防災インフラの整備や管理など、防災・減災の取組をハード・ソフト両面からより一層進めていくことが求めら

れています。

また、インフラの老朽化は災害耐力の低下につながるものが懸念されることから、老朽化対策として修繕や更新を強力に推進する必要があります。

イ 取組の方向

秋田市国土強靱化地域計画等に基づき、無電柱化や治水対策の推進、空き家対策など、防災・減災に対応した都市機能の充実や安全性の向上を図り、道路、公園、河川、下水道などの防災インフラの整備や管理、老朽化対策を推進するとともに、組織の枠を越えて連携強化を図りながら、ハード・ソフト両面から多層的に防災・減災に取り組むことで災害に強いまちを目指します。

雪に強いまち

ア 現状と課題

近年、高齢化や働き手不足が深刻化しており、道路除排雪業務を担う人材の確保が年々困難となっているほか、物価や人件費高騰による除排雪関係経費の負担増など雪対策を取り巻く状況は厳しさを増しており、持続可能な除排雪体制の構築が課題となっています。

イ 取組の方向

道路除排雪においては、住民や地域団体との連携による市民協働を推進するとともに、情報通信技術の積極的な活用による効率化を図るなど、持続可能な除排雪体制を構築することで、安全で安心な道路交通を確保し、雪に強いまちを目指します。

防犯対策

ア 現状と課題

市民による見守りやパトロールなど地域の安全安心につながる活動が活発に行われるようになった一方で、犯罪内容は多様化し、その手口が悪質化、巧妙化しており、インターネットやSNS、電話等を介して行われる詐欺被害は、依然として多く発生しています。

イ 取組の方向

地域全体の治安を確保するため、警察、市、地域などが、各自の役割を果たしながら緊密に連携し、犯罪を抑止するための効果的な取組を行うことで、こどもから高齢者まで、誰もが安心して暮らせるまちの実現を目指します。

交通安全対策

ア 現状と課題

交通安全活動の取組により、交通事故の発生件数、死傷者数ともに減少傾向にあるものの、発生件数に占める高齢者が起こした事故の割合が増加しています。

また、生活道路には幅員の狭い道路や見通しの悪い交差点が多く残っており、歩行者や自転車の交通環境の改善が求められています。

イ 取組の方向

交通安全に対する意識啓発や交通安全運動の推進を図るほか、道路や交通安全施設の整備などにより、すべての道路利用者が安全で安心して利用できる道路空間の確保を目指します。

『政策1 安全な生活の実現』のもと取り組む施策

施策① 危機管理体制の確立

施策② 災害や雪に強いまちの確立

施策③ 防犯・交通安全体制の確立

政策2 安心して暮らせる毎日の実現

消費・生活衛生環境

ア 現状と課題

消費生活においてインターネット取引や電子決済サービスといったデジタル技術の浸透が進み、情報量や選択肢の多さにより取引環境が多様化・複雑化する中、世代を問わず、誰もが消費者の権利と責任を理解し、適切な消費行動をとることが求められています。

また、食生活を取り巻く環境の変化により、食品の安全に対す

る意識が高まっているほか、ライフスタイルや価値観の多様化に伴い、生活衛生関係施設の衛生確保や動物の適正飼養が求められています。

イ 取組の方向

消費者トラブルの未然防止に向けた啓発活動、消費者教育、相談体制の充実などにより、消費生活の安全安心の確保に努めます。

また、適切な監視指導などにより、生活衛生環境の維持向上に努めます。

食育

ア 現状と課題

「食」は、私たちが生きていく上で欠かせないものであり、健康に暮らしていくための基本となるものですが、食生活やライフスタイルの多様化により、栄養の偏りや不規則な食事、地域の食文化の喪失などが見受けられ、「食」のあり方や地域食材の活用に対する関心が高まっています。

イ 取組の方向

生涯にわたって健康な心と体をつくり、豊かな人間性をはぐくんでいけるよう、食育の推進に取り組みます。

保健・医療

ア 現状と課題

医学の進歩や生活環境の改善により平均寿命が延伸する中で、偏った食事や運動不足などによる生活習慣病の増加と若年化が見られています。また、がんは依然として死亡原因の第1位であり、がん対策も重要となっています。

自殺者数は減少傾向にありますが、自殺や精神障がいに対する社会の理解を深め、こころの健康づくりにさらに取り組んでいく必要があります。

さらに、人口減少や高齢化など社会が大きく変化する中で、将来にわたり医療提供体制を確保していくことが求められています。

イ 取組の方向

市民一人ひとりの健康に対する意識を高め、心身ともに健康で、元気に生活できる期間（健康寿命）を延ばすよう取り組むとともに、本市の医療提供体制の将来像を定め、その実現に向けた具体的な取組を行っていきます。

火災・災害への対応

ア 現状と課題

建物火災のうち住宅火災が過半数を占め、電気器具類による火災が増加しています。また、全国的に住宅火災による死者のうち約7割が65歳以上の高齢者であり、これらを低減する取組が必要です。

さらに、近年は異常気象に伴う自然災害のほか、産業の多様化や都市形態の複雑化などから、特殊災害の発生が危惧されます。

イ 取組の方向

火災予防対策の強化と消防力の充実により、火災や災害による被害の少ない社会を構築し、市民の安全確保に取り組めます。

救急体制

ア 現状と課題

超高齢社会を迎え、高齢者の搬送割合の上昇などを背景に、今後も救急出動件数の増加が予想されています。

一方、AED設置促進の取組や、応急手当の普及啓発により、救命に対する市民の意識は向上し、応急手当の実施率が高い水準となっています。

イ 取組の方向

救急需要増大への対応、市民による応急手当が恒常的に実践される社会形成およびメディカルコントロール体制の充実強化など、より迅速で質の高い救急体制の構築を目指します。

社会保障制度

ア 現状と課題

いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年度には高齢者人口がピークを迎えるなど、今後、医療や介護サービスへのニ

ーズがますます高まるものと考えられます。

国民健康保険は、被保険者数が減少している一方、医療の高度化や高齢化により、給付費がほぼ横ばいに推移していることから、1人当たりの医療費が増加することが見込まれます。

後期高齢者医療制度は、被保険者数の増加に伴い、療養給付費などの各種負担金が増加していくことが見込まれます。

介護保険制度は、介護保険サービスを必要とする方の増加に伴い、介護保険から給付される費用が年々増加していくことが見込まれます。

生活保護制度は、高齢者世帯の増加に伴い、各種扶助費が増加していくことが見込まれます。

イ 取組の方向

適切な社会保障制度の運営により、誰もが住み慣れた地域で尊厳ある生活を送り、安心して医療・介護のサービスを受けられる社会を目指します。

『政策2 安心して暮らせる毎日の実現』のもと取り組む施策

施策① 健全な消費・生活衛生環境の確保

施策② 食育の推進

施策③ 保健・医療体制の充実

施策④ 消防・救急体制の充実

施策⑤ 社会保障制度の適正な運営

将来都市像5 緑あふれる持続可能なまち

利便性の高い都市基盤を整備しながら、本市の住みよい環境の保全と次世代へ継承することができるコンパクトシティの形成による「緑あふれる持続可能なまち」を目指します。

政策1 環境との調和

環境保全

ア 現状と課題

本市は、先人から受け継いだ豊かな自然と伝統にはぐくまれた歴史的・文化的環境が調和した美しいまちとして、秋田らしい恵

み豊かな環境が保たれています。

一方で、世界や国内に目を向けると、大気汚染や水質汚濁、生物多様性の損失、気候変動など、環境に関する問題は多様化・複雑化し、本市への影響も懸念されます。

イ 取組の方向

本市の恵まれた自然を次の世代に引き継ぐため、市民、事業者、行政が協働し、良好な大気環境や水環境の維持・向上、生物多様性の維持・増進を図るなど、環境リスクの低減に取り組むとともに、環境保全意識の向上を図ります。

循環型社会

ア 現状と課題

本市を含む社会全体において、廃棄物処理による環境への負荷、処理経費の増大、最終処分場の確保、処理過程で環境汚染が発生する危険性への対応、不法投棄による環境悪化といった課題が数多くあります。

こうした課題に対応していくためには、市民一人ひとりが、大量生産、大量消費、大量廃棄型のライフスタイルを見直し、天然資源の消費が抑制され環境への負荷が低減される社会、すなわち「循環型社会」の早急な構築に向けた行動変容が必要になっています。

とりわけ、食品ロスやプラスチックごみの多量発生とごみ処理経費の増大は、社会全体で取り組むべき喫緊の課題となっています。

イ 取組の方向

市民や事業者の協力のもと、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）における廃棄物の発生抑制（リデュース）、使用済み製品等の再使用（リユース）に優先的に取り組み、その上で排出される廃棄物については、徹底した再生利用（リサイクル）を図り、持続可能な循環型社会の構築を目指します。

脱炭素社会

ア 現状と課題

人類の活動により大量に排出される二酸化炭素等の温室効果ガスが原因とされる地球温暖化は、地球規模の気候変動をもたらし、地球の生態系へ重大な影響が生じていることから、国および国際レベルで防止策や対応策が進められています。本市も、秋田市役所環境配慮行動計画および秋田市地球温暖化対策実行計画に基づき、市民、事業者と一体となって、地球温暖化対策に取り組んでいく必要があります。

イ 取組の方向

政府による「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする脱炭素社会の実現を目指す」との宣言を受け、本市においても、令和5年2月に「ゼロカーボンシティ宣言」を行っており、再生可能エネルギーや省エネルギー設備の普及を促進するほか、使い捨て製品の抑制による廃棄物の削減やエコドライブの取組など、環境にやさしいライフスタイルやワークスタイルの推進に努め、脱炭素社会の構築を目指します。また、温室効果ガスの吸収源となる森林の整備や、恵まれた秋田の資源・エネルギーをいかした環境関連産業の育成・創出を図ることで、環境と経済の好循環を目指します。

『政策1 環境との調和』のもと取り組む施策

施策① 環境保全の推進

施策② 循環型社会の推進

施策③ 脱炭素社会の推進

政策2 都市基盤の確立

市街地形成

ア 現状と課題

本市は、人口減少の進行とともに、市街地の低密度化が進んでおり、この状態がさらに進んだ場合、インフラの維持・更新費など都市経営コストの増大とともに、一定の人口に支えられてきた医療・福祉・商業・子育て支援等の生活サービスの低下が危惧さ

れます。

イ 取組の方向

今後の人口減少・少子高齢化の進行を見据え、市民が将来にわたり生活に必要なサービスを容易に享受できるよう、無秩序な市街化を抑制するとともに、これまで市街地内で蓄積してきた都市基盤施設や都市機能を有効活用しながら、都心・中心市街地を本市の顔となる各種高次都市機能の集積を図る拠点として、また、6つの地域中心を地域特性を踏まえた生活サービスの拠点として、都市機能や居住の誘導を図り、持続可能でコンパクトな市街地形成を目指します。

景観形成と都市の緑

ア 現状と課題

太平山の裾野が見渡せる田園風景の美しい眺め、旭川が流れる城下町や街道の伝統を感じさせる既存市街地、緑化され整然とした住宅地など、良好な景観が形成されています。

都市の緑については、これまでの公園整備や緑化・保全活動により、一定の量を確保してきましたが、未だ整備が進んでいない地域もあります。また、近年では、レクリエーションの場としてだけでなく、地球温暖化対策や防災・減災など、緑が持つ多機能性に対する期待や求められる役割が変化してきています。

イ 取組の方向

豊富な自然や受け継がれてきた歴史と良好な景観資源の保全など、地域の特性をいかした新たな「秋田らしさ」の創造に向け、市民、事業者および行政が一体となって魅力あふれる景観づくりに取り組み、うるおいとやすらぎを得られる景観形成を目指します。

また、都市の緑の量の確保に向けた取組を引き続き進めるとともに、都市公園等の維持管理を適切に行い、緑豊かな都市環境の形成を目指します。

住宅

ア 現状と課題

住宅総数は減少傾向となっておりますが、戸建て住宅の割合や持ち家率は高い状況にあり、量的には充足している一方で、人口が減少している中、世帯状況の変化や空き家が増加していることなどから、社会情勢の変化に対応した住環境の整備が求められています。

住宅のバリアフリー化や耐震化は徐々に進んでいますが、誰もが安全で安心して暮らせるよう、さらなる住宅の質の向上と災害等に強い住まいづくりを進める必要があります。

市営住宅等については、子育て世帯や高齢者世帯などが生活する上で環境が整った立地にある住宅への入居要望が多くなっています。

イ 取組の方向

住宅ストックの質の向上を促進し、まちなかへの居住誘導や空き家の利活用を推進するなど、良好な住環境の形成を目指します。

また、市営住宅等については、計画的な修繕・改修・更新や適切な維持管理を行うとともに、多様なニーズに応え、誰もが安心して住み続けられる環境の確保に努めます。

水道

ア 現状と課題

普及率がほぼ100%となり、市民誰もが水道を利用できる環境になっているものの、老朽化した施設の更新や危機管理対策などが必要となっております。

また、人口減少やこれに伴う料金収入の減少など、経営環境は厳しさを増しており、経営基盤の強化が求められています。

イ 取組の方向

老朽化した施設の更新や耐震化、ダウンサイジングによる施設規模の適正化、危機管理対策の見直しのほか、経営分析による適正な料金改定の検討など財源確保に向けた取組を進め、効率的な事業経営のもと、安全でおいしい水の安定的な供給を目指します。

生活排水処理

ア 現状と課題

公共下水道などによる汚水処理人口普及率は98%を超えたものの、水洗化率は91%と伸び率が鈍化しており、未接続世帯の水洗化率向上による公共用水域の水質保全が必要となっています。

また、施設の老朽化や危機管理対策に加え、人口減少やこれに伴う使用料収入の減少など、経営環境は厳しさを増しており、経営基盤の強化が求められています。

イ 取組の方向

未接続世帯の水洗化の促進、老朽化した施設の更新や長寿命化、危機管理対策の見直しのほか、経営分析による適正な使用料改定の検討など財源確保に向けた取組を進め、効率的な事業経営のもと、快適な生活環境の整備と公共用水域の水質保全を目指します。

道路整備

ア 現状と課題

都市計画道路の整備・見直しにより、3環状放射型道路網など効率的・効果的な交通体系の構築が進められていますが、今後も人口減少・少子高齢化が進行すると予想されることから、持続可能な都市構造の形成が必要となっています。また、高度経済成長期に集中的に整備された橋りょうなどの道路ストックの老朽化対策が急がれています。

イ 取組の方向

都心・中心市街地と地域中心を有機的に結びつける骨格道路の整備等を進め、選択と集中による効率的・効果的な道路網の形成を目指します。また、道路ストックの予防保全型の維持管理を計画的に行い、安全で安心な道路の保全と長寿命化を推進します。

交通機能

ア 現状と課題

市内には秋田港や秋田空港、秋田駅、高速道路のインターチェンジがそろっており、これらの交通拠点により人流・物流を広域

的に結んでいます。

一方、鉄道やバスなどの公共交通については、人口減少・少子高齢化の進行に伴う利用者の減少や運転士不足などにより、交通事業は厳しい状況が続いていますが、市民の移動手段として、一定のサービス水準を確保しながら、将来にわたって公共交通ネットワークを維持していく必要があります。

イ 取組の方向

陸・海・空の優れた広域交通機能を活用した、東北を代表する交流拠点となる求心力の高い魅力的なまちを目指します。

また、公共交通は、鉄道・バス・タクシー等の連携による乗換えを前提とした公共交通網への再編と、ICTを含む新技術や新たな手法の活用により、地域のニーズや特性に配慮し、市民の利便性向上と効率性確保の両立を目指します。

『政策2 都市基盤の確立』のもと取り組む施策

- 施策① 秩序ある都市環境の形成
- 施策② 住宅環境の整備
- 施策③ 上下水道サービスの提供
- 施策④ 安全安心な道路環境の整備
- 施策⑤ 公共交通の確保・維持

第4 総合計画推進のために

1 計画推進のための行政経営の方針

総合計画の推進にあたって、行政経営分野の方針として、行政サービスの向上と行政経営の確立を進めます。

行政サービスの向上では、窓口における市民満足度の向上、身近な場所でのサービス提供機会の充実・確保など、また、行政経営の確立では、効率的かつ効果的な行政経営システムおよび行財政改革を推進します。

2 計画推進の基本姿勢

総合計画の推進にあたって、市職員が共通して意識していくべき6つの基本姿勢を定めます。

(1) 行財政のさらなる効率化を図ります

本市を取り巻く社会情勢の変化に対応し、持続可能な行財政運営を実現するため、「市民協働による地域・社会課題の解決」「経営資源の最適配分」「効率的な行政運営」による行財政改革の取組を推進します。

(2) デジタル化を推進します

市民サービスの利便性や満足度の向上のため、行政運営の様々な分野でデジタル技術の活用を推進するとともに、社会全体のDXにもつなげる意識を持って各種施策を立案・実施します。

(3) 対話によるまちづくりを推進します

市民の多様な思いやニーズをしっかりと受け止め、実効性の高い事業の立案、実施、評価等を行うため、まちの主役である市民との直接の対話を大切にするとともに、対話を契機とした市民参加の促進を図ります。

(4) 市民協働と絆づくりを推進します

地域・社会課題の解決やお互いを尊重しあう気運の醸成に向け、市民、NPO、企業、高等教育機関等の多様な主体が公共を支える市民協働に取り組み、未来の公共を共に創造していくとともに、都会と田舎のそれぞれの良さがある秋田市らしい家族・地域・社会のつながり、絆づくりを大切にします。

(5) シビックプライド（まちへの誇りと当事者意識）の醸成を図ります

市民一人ひとりがまちを知り、魅力に気づき、まちづくりに関わりを持つことを通じて、まちや日々の暮らしに愛着や誇りを感じ、このまちをより良くするために行動する当事者意識「シビックプライド」の醸成を図るとともに、市職員自身がその意識を高めます。

(6) 伝える、伝わる広報・PRを推進します

本市に関心を持ち共感する市民等の増加を図るため、市政運営や各種事業、イベント等の周知、様々な魅力の一体的な発信など、目的やターゲットを意識したわかりやすく親しみやすい広報・PRを

推進します。

第5 プラスの循環戦略

戦略設定の趣旨

ア 人口の社会増への転換と持続可能な社会の実現に向けて

人口減少・少子高齢化の進行、厳しい財政状況など、本市を取り巻く課題や社会の変化などに対応し、市民一人ひとりの心豊かな暮らしを次の世代に引き継いでいくためには、人口減少対策に徹底して取り組み、人口の社会増への転換などにより、持続可能な社会の実現を図ることが求められます。

イ プラスの循環戦略

こうした課題に正面から取り組むため、本市の経営資源を一体的かつ集中的に投入する分野として、「プラスの循環戦略」を設定します。

戦略1 「地域産業の活力を高め、働きがいのあるしごとの場をつくる」

戦略2 「まちの魅力を高め、秋田市への新しいひとの流れをつくる」

戦略3 「こども・若者の希望が叶うまちをつくる」

戦略4 「誰もが健康でいきいきと暮らせるまちをつくる」

戦略5 「災害に強く、安全安心で持続可能なまちをつくる」

民間事業者が「稼ぐ」ための環境づくりとサポートを徹底して行い、民間収益の増加を図りつつ、市の税収増につなげるとともに、ふるさと納税など市が自ら財源獲得に取り組むことにより、民間と行政がそれぞれ「稼いだ」原資を、こどもや若者、医療、福祉、防災・減災など、「ひと」と「まち」に再投資することにより、日々の暮らしに豊かさと活気を感じて住み続けられる秋田市づくりを進めます。

こうした好循環がまちに変化をもたらし、市内外からの評価を高め、地価の上昇や新たな人の流れの創出など、まち全体の価値の向上と、さらなる民間投資につながり、拡大し続ける「プラスの循

環」の創出を目指します。

戦略1 地域産業の活力を高め、働きがいのあるしごとの場をつくる (戦略設定の背景)

人口減少が進む中、産業経済基盤を強化することは、地域の活力を高める大きな力となります。

電子部品・デバイス、輸送機関連等や若者・女性の活躍が期待される情報通信業の企業誘致にこれまで以上に取り組むとともに、今後本市においてさらなる成長が見込まれる洋上風力発電等の再生可能エネルギー関連産業を中心に、生産開発拠点の新增設等の促進や関連企業の誘致などを図る必要があります。

一方で、企業のニーズに対応できる産業用地やオフィスビルが不足していることから、民間事業者との連携による産業用地や入居スペースの確保が喫緊の課題となっています。

また、市内企業の大部分を占める中小企業の発展がさらなる経済活性化や雇用創出に欠かせないことから、事業拡大と生産性向上の促進を図るとともに、新たなビジネスの創出や起業家の育成、事業承継支援などに取り組む必要があります。

このほか、市内企業の成長拡大のためには、新規学卒者をはじめとする若者や高年齢者、障がい者、外国人材など多様なバックグラウンドを持つ人材の活躍が、これまで以上に重要になることから、賃金水準の向上や働きがいを感じられる職場環境づくり、リモートワークや副業・兼業の増加等の働き方の多様化への対応などが求められています。

貿易関連は、東アジアに近接する地理的優位性や、秋田港の国際コンテナ定期航路などの強みをいかしながら、貿易と物流の活発化を図り、既存企業の事業拡大につなげる必要があります。

農業分野では、生産拡大と農業者の経営安定化に向け、ほ場整備による汎用化や農地の集約、スマート農業技術の活用により、効率的で収益性の高い生産構造への転換を図るとともに、6次産業化や農商工連携による農畜産物の高付加価値化、環境保全型農業の普及、農畜産

物の輸出促進などによる販路拡大を推進していく必要があります。

こうした取組を通じて、本市の持つ潜在力をいかしながら地域産業の「稼ぐ力」を高め、経済活動の活性化とともに、市民の所得向上につなげることが求められています。

(戦略が目指すもの)

企業活動の活性化と新たな経済活動の創出

しごとの創出と多様な人材の育成・活躍

儲かる一次産業・食品加工の実現と担い手の育成・確保

(重点プログラム【実現のための方策】)

- 1 地域の強みをいかした産業の育成・創出
- 2 新エネルギー関連産業の集積・振興
- 3 生産拡大と経営安定化による持続可能な農業の実現
- 4 地元への就業機会の拡大と人材確保・育成支援

戦略2 まちの魅力を高め、秋田市への新しいひとの流れをつくる

(戦略設定の背景)

人口減少が進む中、都市の活力を高め持続可能なまちづくりを進めるためには、市民や国内外の多くの人々から選ばれる求心力のある都市としての魅力を高め、その魅力を効果的に発信していくことが求められます。

本市は、県都としての都市機能に加え、四季折々の美しい自然や豊かな歴史がはぐくんだ優れた景観、秋田竿燈まつりをはじめとする伝統行事、心にうるおいをもたらす芸術文化、感動と一体感を生み出すトップスポーツ、そして美酒美食といった人々を惹きつける多彩な魅力にあふれています。こうした地域資源に磨きをかけ、戦略的に発信することで、国内外から誘客を加速する必要があります。

また、近年は都市部から地方への移住やふるさと回帰への関心が高まってきており、地域にとって新たな可能性が生まれつつあります。

こうした潮流を好機と捉え、「都市の利便性と豊かな自然が調和したまち」という本市の魅力や心豊かな暮らしを磨き上げ、ブランディングし、発信していくことで、シビックプライドの醸成による若者の

地元定着とともに、関係人口の創出・拡大、さらには移住先として選ばれるまちにつなげることにより、多様な人々が集まり、関わり、結びつく、「新しいひとの流れ」と消費拡大による地域経済の好循環を創出する必要があります。

(戦略が目指すもの)

交流人口・関係人口・移住者の増加による経済活動の活性化と多様なつながりの創出

地域資源をいかした人が集まるまちの実現

文化の創造・発展・継承による心豊かでうるおいのあるまちの実現
(重点プログラム【実現のための方策】)

- 1 地域資源の磨き上げと戦略的PRによる観光振興の推進
- 2 芸術文化を核としたまちづくりと中心市街地活性化
- 3 トップスポーツをいかした活気あるまちづくり
- 4 シティプロモーションの推進と関係人口の拡大
- 5 移住・定住の促進

戦略3 こども・若者の希望が叶うまちをつくる

(戦略設定の背景)

こどもや若者は、一人ひとりが未来を担うかけがえのない存在であり地域社会の宝ですが、多くの自治体と同様に本市においても人口減少や少子化が進行しており、持続可能なまちづくりを進める上での大きな課題となっています。

その背景には、若者の流出のほか、個人の価値観の多様化や経済的な不安定さ、出会いの機会の減少などに起因する未婚化・晩婚化の進行に加え、子育てに対する負担感などがあります。

こうした課題に対応するためには、こどもや進学を機に本市に転入してきた学生を含む若者が、やってみたいことや将来の理想の暮らしを見つけ、自分らしく自らの希望に応じて、その意欲と能力をいかし、いきいきと暮らせる環境づくりが不可欠です。

このまちに愛着を感じて、豊かさと活気を感じて住み続けたい、帰ってきたいと思えること、そして、安心してこどもを生子、子育ての

喜びや楽しさを実感できる社会を築き、子どもや若者に引き継がれていくことが重要です。

次代の社会を担うすべての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができ、若者が将来への展望を描き、希望を叶えられるまちを構築していくことが求められています。

(戦略が目指すもの)

子どもを安心して生み育てられる環境の実現

すべての子どもや若者が幸福な生活を送ることができる環境の実現

若者が意欲と能力をいかすことができ、住み続けたい、帰ってきたいと思えるまちの実現

(重点プログラム【実現のための方策】)

1 安心して子どもを生み育てられる細やかな支援

2 子どもが健やかに育つ環境の整備

3 若者の希望と挑戦を応援するまちの推進

戦略4 誰もが健康でいきいきと暮らせるまちをつくる

(戦略設定の背景)

本市の人口に占める65歳以上人口の割合は30%を超え、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯も増加傾向にあるほか、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年度には高齢者人口がピークを迎えるなど、介護および福祉サービスへのニーズはますます高まるものと考えられます。

こうした中、市民一人ひとりが心豊かにいきいきと幸せに暮らす、活力にあふれる秋田市をつくるためには、子どもから高齢者まで、将来にわたって心身ともに健康であることが重要です。

また、高齢者が支えられるだけではなく、社会の支え手としての役割を担い、活躍できる場や人とのつながりがあるなど、日々の暮らしに生きがいを感じられる社会の実現に引き続き取り組んでいく必要があります。

障がい者、子育て中の親や子どもなど、誰もが将来にわたっていきいきと暮らせる健康長寿社会をつくるため、社会基盤の整備、生涯を

通じた健康づくり、地域コミュニティでの高齢者の活躍の場の創出など、様々な取組が求められています。

(戦略が目指すもの)

市民の幸せと活力の基盤となる将来にわたる健康長寿の実現

高齢者が輝ける地域社会の実現

(重点プログラム【実現のための方策】)

- 1 生涯を通じた健康づくりの推進
- 2 高齢者が活躍できる場の充実と生きがいつくりの推進
- 3 多様な生活支援サービスを利用できる地域づくりの推進

戦略5 災害に強く、安全安心で持続可能なまちをつくる

(戦略設定の背景)

私たち市民が日々の暮らしに豊かさと愛着と活気を感じ、将来にわたって住み続けたいと思えるまちを実現するためには、暮らしの根幹を支える安全安心の確保が必要不可欠です。

本市では、令和5年にこれまで経験のない規模の豪雨災害が発生し、市街地を中心に6,000棟を超える建物が浸水するなど甚大な被害が発生しました。気候変動の影響により、激甚化・頻発化する自然災害から市民の生命と財産を守り、安全安心なまちをつくることは、行政の重要な役割であり、防災・減災の取組をハード・ソフト両面からより一層進めていくことが求められています。

気候変動の主な原因と見られる地球温暖化に対しては、令和5年に「ゼロカーボンシティ宣言」を行っています。脱炭素社会を目指しながら、発電に適した風況や豊かな自然環境など恵まれた本市の資源をいかした環境と経済の好循環による便利で活力のある暮らしの実現に向け、市民、事業者、行政が適切な役割分担のもと、環境への負荷の少ないライフスタイル・ワークスタイルの推進に協働で取り組む必要があります。また、ごみの減量や資源の有効活用等について、市民一人ひとりが自分ごととして捉え、積極的に行動し、周囲に波及させることにより、持続可能な循環型社会の実現を図る必要があります。

このほか、近年、市街地でのクマの出没が増加していることから、

人の生活圏への侵入防止、人身被害、農作物被害の防止を徹底する必要があります。

公共交通については、若者を含めて、路線バスなどの利便性向上に対してニーズが高まっている一方、利用者の減少と運転士不足などの厳しい状況に置かれており、日常生活を営む上で必要不可欠な移動を円滑に行うことができる交通手段の確保と維持が求められています。地域のニーズや特性に配慮し、ICTを含む新技術や新たな手法の活用により、市民の利便性向上と効率性確保を両立させていく必要があります。

(戦略が目指すもの)

災害に強いまちの実現

誰もが円滑に移動できる交通体系の実現

持続可能な循環型社会の実現

(重点プログラム【実現のための方策】)

- 1 災害に強いまちづくりの推進
- 2 将来にわたり持続可能な公共交通体系の構築
- 3 循環型社会の構築とゼロカーボンの推進

議案第19号

令和7年度秋田市一般会計補正予算（第11号）

令和7年度秋田市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,130,747千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ154,869,894千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和8年2月10日提出

秋田市長 沼谷 純

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
16	国庫支出金	28,340,483	1,130,747	29,471,230
	2 国庫補助金	6,456,454	1,130,747	7,587,201
	歳入合計	153,739,147	1,130,747	154,869,894

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		19,597,490	1,130,747	20,728,237
	1 総務管理費	16,861,513	1,130,747	17,992,260
	歳 出 合 計	153,739,147	1,130,747	154,869,894

第2表 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	物価高騰生活支援事業	千円 1,129,913

一 般 会 計
歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	19,597,490	1,130,747	20,728,237
歳 出 合 計	153,739,147	1,130,747	154,869,894

補正額の財源内訳			
特 国県支出金	定 市	財 債	源 その他
千円	千円	千円	千円
			1,130,747
0	0	0	1,130,747

2 歳 入

16款 国庫支出金

2項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 総務費国庫補助金	千円 2,595,158	千円 1,130,747	千円 3,725,905	1 総務管理費補 助金	千円 1,130,747
計	6,456,454	1,130,747	7,587,201		

説	明
71 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	<div style="text-align: right;">千円</div> (財 政) 1,130,747

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	市 債	その他	
1 一般管理費	千円 10,914,093	千円 1,130,747	千円 12,044,840	千円	千円	千円	千円 1,130,747
計	16,861,513	1,130,747	17,992,260	0	0	0	1,130,747

節		説	明
区 分	金 額		
1 報酬	千円 1,533	【市民生活部関係】 物価高騰生活支援事業	千円 1,130,747
3 職員手当等	2,107		1,130,747
4 共済費	265		
8 旅費	62		
10 需用費	846		
11 役務費	92,169		
12 委託料	1,033,497		
13 使用料及び賃 借料	264		
18 負担金、補助 及び交付金	4		

2款 総務費

補正予算給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

(単位：人、千円)

区分	職員数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	(93) 4,301	2,267,373	10,044,581	7,203,891	19,515,845	3,838,679	23,354,524	
補正前	(93) 4,300	2,265,840	10,044,581	7,201,784	19,512,205	3,838,414	23,350,619	
比 較	(0) 1	1,533	0	2,107	3,640	265	3,905	

※職員数欄の()内は、短時間勤務職員について外書き

職員手当等の内訳	区分	扶養手当	時間外勤務手当	管理職手当	通勤手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	特殊勤務手当
	補正後	225,924	814,471	313,080	184,603	162,987	2,635,049	2,172,700	87,209
	補正前	225,924	812,602	313,080	184,603	162,987	2,634,920	2,172,591	87,209
	比 較	0	1,869	0	0	0	129	109	0
	区分	退職手当	住居手当	単身赴任手当	地域手当	義務教育等 教員特別手当	管理職員特別 勤務手当	児童手当	
	補正後	258,488	165,967	2,592	5,331	6,021	3,275	166,194	
	補正前	258,488	165,967	2,592	5,331	6,021	3,275	166,194	
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：人、千円)

区分	職員数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	(93) 2,435		9,850,707	6,386,769	16,237,476	3,331,686	19,569,162	
補正前	(93) 2,435		9,850,707	6,384,900	16,235,607	3,331,686	19,567,293	
比 較	(0) 0		0	1,869	1,869	0	1,869	

※職員数欄の()内は、短時間勤務職員について外書き

職員手当等の内訳	区分	扶養手当	時間外勤務手当	管理職手当	通勤手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	特殊勤務手当
	補正後	225,924	793,404	313,080	178,924	162,987	2,205,386	1,812,211	86,985
	補正前	225,924	791,535	313,080	178,924	162,987	2,205,386	1,812,211	86,985
	比 較	0	1,869	0	0	0	0	0	0
	区分	退職手当	住居手当	単身赴任手当	地域手当	義務教育等 教員特別手当	管理職員特別 勤務手当	児童手当	
	補正後	258,488	165,967	2,592	5,331	6,021	3,275	166,194	
	補正前	258,488	165,967	2,592	5,331	6,021	3,275	166,194	
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	

イ 会計年度任用職員

(単位：人、千円)

区 分	職員数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	1,866	2,267,373	193,874	817,122	3,278,369	506,993	3,785,362	
補正前	1,865	2,265,840	193,874	816,884	3,276,598	506,728	3,783,326	
比 較	1	1,533	0	238	1,771	265	2,036	

職員手当等の内訳	区 分	時 間 外 勤 務 手 当	通 勤 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	特 殊 勤 務 手 当
	補正後	21,067	5,679	429,663	360,489	224
	補正前	21,067	5,679	429,534	360,380	224
	比 較	0	0	129	109	0

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由	別 内 訳	説 明	備 考
職 員 手 当 等	2,107	その他の増減分	2,107		

歳 入 に 関 す る 調

歳 出 総 額 1,130,747 千円
 上記のうち特定財源 -
 差 引 一 般 財 源 1,130,747

こ の 補 て ん

(単位：千円)

款	金 額	項	金 額
16 国 庫 支 出 金	1,130,747	2 国 庫 補 助 金	1,130,747
計	1,130,747		

議案第32号

情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を設定する件

情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を次のように設定する。

令和8年2月10日提出

秋田市長 沼谷 純

情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(秋田市都市公園条例等の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「利用料金を」を「利用料金について、」に、「掲示しておかなければ」を「掲示するほか、規則で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供するよう努めなければ」に改める。

- (1) 秋田市都市公園条例（昭和39年秋田市条例第35号）第9条の4第4項
- (2) 秋田市太平山スキー場条例（昭和51年秋田市条例第30号）第5条第4項
- (3) 秋田市中高年齢労働者福祉センター条例（昭和58年秋田市条例第20号）第6条第4項
- (4) 秋田市勤労者体育センター条例（昭和62年秋田市条例第5号）第5条第4項
- (5) 秋田港振興センター条例（平成8年秋田市条例第22号）第6条第4項

項

- (6) 秋田市勤労者総合福祉センター条例（平成16年秋田市条例第13号）
第5条第4項
- (7) 秋田市河辺ユフォーレ公園施設条例（平成16年秋田市条例第91号）
第5条第4項
- (8) 秋田市雄和観光交流館条例（平成16年秋田市条例第92号）第6条第
4項
- (9) 秋田市雄和観光花き栽培園条例（平成16年秋田市条例第93号）第4
条第4項
- (10) 秋田市雄和里の家条例（平成16年秋田市条例第94号）第5条第4
項
- (11) 秋田市雄和観光農産物加工所条例（平成16年秋田市条例第95号）
第5条第4項
- (12) 秋田市雄和ふるさと温泉条例（平成16年秋田市条例第97号）第5
条第4項
- (13) 秋田市雄和コテージ条例（平成16年秋田市条例第98号）第5条第
4項
- (14) 秋田市雄和サイクリングターミナル条例（平成16年秋田市条例第
99号）第6条第4項
- (15) 秋田市リフレッシュガーデン条例（平成20年秋田市条例第41号）
第6条第4項
- (16) 秋田市中通一丁目自動車駐車場条例（平成23年秋田市条例第31
号）第7条第4項
- (17) 秋田市農山村地域活性化センター条例（平成30年秋田市条例第49
号）第5条第4項
- (18) あきた芸術劇場条例（令和元年秋田市条例第47号）第5条第4項
（秋田市ポートタワー条例等の一部改正）

第2条 次に掲げる条例の規定中「除く。）を」を「除く。）につい
て、」に、「掲示しておかなければ」を「掲示するほか、規則で定める
ところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によっ

て直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供するよう努めなければ」に改める。

(1) 秋田市ポートタワー条例（平成18年秋田市条例第61号）第6条第4項

(2) 秋田市にぎわい交流館条例（平成23年秋田市条例第30号）第6条第4項

(3) 秋田市文化創造館条例（令和2年秋田市条例第3号）第6条第4項

(4) 秋田市旧松倉家住宅条例（令和4年秋田市条例第19号）第6条第4項

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

条例で定める手続における情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴い、指定管理者が行う利用料金に係る掲示の方法を改めるため、この条例を設定しようとするものである。

議案第33号

秋田市行政手続条例の一部を改正する件

秋田市行政手続条例の一部を次のように改正する。

令和8年2月10日提出

秋田市長 沼 谷 純

秋田市行政手続条例の一部を改正する条例

秋田市行政手続条例（平成7年秋田市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第3項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第3号および第4号に掲げる事項ならびに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨の告示を市の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号および第4号に掲げる事項ならびに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を別に定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を秋田市公告式条例（昭和25年秋田市条例第26号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第15条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第21条第3項中「第14条第3項」および「同条第3項」の次に「および第4項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「参加人」と、「」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第28条中「第14条第3項および」の次に「第4項ならびに」を加え、「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第27条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第14条第3項後段」を「第14条第4項後段」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の秋田市行政手続条例第14条第3項および第4項（これらの規定を同条例第21条第3項および第28条又は秋田市職員の退職手当に関する条例（昭和29年秋田市条例第2号）第14条第4項、第15条第5項、第16条第3項および第17条第8項において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

提案理由

聴聞の通知に係る公示の方法を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第34号

秋田市職員給与条例の一部を改正する件

秋田市職員給与条例の一部を次のように改正する。

令和8年2月10日提出

秋田市長 沼谷 純

秋田市職員給与条例の一部を改正する条例

秋田市職員給与条例（昭和28年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項の表に次のように加える。

21	危険鳥獣捕獲等作業手当	日額 1,640円以内	危険鳥獣の捕獲もしくは殺傷又はその補助に関する作業のうち特に危険又は困難なものに従事する職員
----	-------------	----------------	--

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の秋田市職員給与条例の規定は、令和7年9月1日から適用する。

提案理由

危険鳥獣捕獲等作業手当の支給について定めるため、改正しようとするものである。

議案第35号

秋田市職員等の旅費に関する条例および秋田市消防団員の報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例の一部を改正する件

秋田市職員等の旅費に関する条例および秋田市消防団員の報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例の一部を次のように改正する。

令和8年2月10日提出

秋田市長 沼谷 純

秋田市職員等の旅費に関する条例および秋田市消防団員の報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例の一部を改正する条例

(秋田市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 秋田市職員等の旅費に関する条例(昭和28年秋田市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「次の各号」を「、次の各号」に、「次のとおりである」を「、当該各号に定めるところによる」に改め、同項第1号中「在勤庁」を「在勤公署(常時勤務する在勤公署のない場合又は任命権者もしくはその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。))が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所)」に改め、同項第2号中「から在勤庁」を「から在勤公署」に、「旧在勤庁から新在勤庁」を「旧在勤公署から新在勤公署」に改め、同項中第4号を第5号とし、同項第3号中「扶養親族」を「家族」に、「事実上の」を「事実上」に、「主として職員の収入によって生計を維持している」を「職員と生計を一にする」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。

第2条第2項を削る。

第3条第2項を次のように改める。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のための旅行中に退職、免職、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(2) 職員が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

第3条第5項中「から第3項まで」を「、第2項および第4項」に改め、「交通機関の事故又は」を削り、「市長が定める」および「市長が別に」を「規則で定める」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を次のように改める。

4 第1項、第2項および前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。次条および第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

第3条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条第1号、第3号もしくは第4号又は第29条第1項各号に掲げる事由により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

第4条から第6条までを次のように改める。

（旅行命令等）

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下この条および次条において「旅行命令等」という。）によって行われなければならない。

(1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

(2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項もしくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

（旅行命令等に従わない旅行）

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

（旅費の計算）

第6条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして第8条から第18条までに定める種目および内容に基づき、最も経済的な通常の経路および方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常

の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によつた経路および方法によつて計算する。

第7条から第10条の2までを削る。

第10条の3第1項中「支払担当者等」を「支払担当者」に、「旅費額」を「旅費」に改め、同条第3項中「支払担当者等」を「支払担当者」に改め、同条に次の2項を加える。

4 支払担当者は、支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかつた場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかつた場合には、当該支払担当者がその後においてその者に対し支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。

5 第2項および第3項に規定する期間ならびに前項に規定する給与の種類その他の必要な事項は、規則で定める。

第10条の3を第7条とし、同条の次に次の3条を加える。

(旅費の種目および内容)

第8条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費および家族移転費とし、これらの内容については、次条から第18条までに定めるところによる。

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道および軌道法(大正10年法律第76号)第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。次項および第12条第1項において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金（規則で定める特別職の職員（次項および次条において「特別職の職員」という。）に限る。）
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級（特別職の職員が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

（船賃）

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。次項および第12条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金（特別職の職員に限る。）
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級（特別職の職員が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

第11条を次のように改める。

（航空賃）

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。次項および次条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号および第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつ

て、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

第11条の2および第11条の3を削る。

第12条から第22条までを次のように改める。

(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶および航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第3号に掲げる費用のうち自己又はその家族の私用に供する自動車その他の市長が認めるものによる移動に直接要する費用の額は、路程1キロメートルにつき規則で定める額とする。

(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情および旅行者の職務を勘案して規則で定める額(次条において

「宿泊費基準額」という。)とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動および宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による鉄道賃、船賃、航空賃およびその他の交通費の額ならびに当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める1夜当たりの定額とする。

(転居費)

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用(第18条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。)とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、規則で定める方法により算定される額とする。

(家族移転費)

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族(赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号および次号において同じ。)を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当および着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地(赴任後家族を移転するまで

の間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居
住地)に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(退職者等の旅費)

第19条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用および家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第20条 第3条第2項第2号又は第3号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

(証人等の旅費)

第21条 第3条第4項の規定により支給する旅費は、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、別に定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第22条 鉄道賃、船賃、航空賃およびその他の交通費(第12条第2項に規定する費用を除く。)(家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。)に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号および第12条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条および第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費(宿泊手当に相当する部分を除く。)および家族移転費(宿泊手当に相当する部分を除く。)に係る旅費の支給額は、当該各種目について第6条、第13条、第14条、第16条、第17条および第18条第1項の規定により計算した額と現に支

払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第23条第1項中「市長」を「旅行命令権者」に、「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該」を「市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他」に、「因り又は当該」を「より又は」に、「超える」を「超えることとなる」に改め、同条第2項中「市長」を「旅行命令権者」に、「別に」を「市長に協議して」に改め、同条第3項中「の統一ある適用を図るため必要な事項」を「を適用して旅費を調整する場合の統一的な基準」に改める。

第24条中「市長」を「旅行命令権者」に改める。

第26条中「の施行に関して」を「に定めるもののほか、この条例の規定による旅費の支給の手続その他この条例の実施のため」に改め、同条を第27条とする。

第25条中「国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）による改正前の」を削り、同条を第26条とし、第24条の次に次の1条を加える。

（旅費の返納）

第25条 支払担当者は、旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、当該旅費を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支払担当者は、前項に規定する返納に代えて、当該支払担当者がその後においてその者に対し支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

附則第4項を削り、附則第5項を附則第4項とする。

別表第1および別表第2を削る。

（秋田市消防団員の報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例の一部改正）

第2条 秋田市消防団員の報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例

(昭和32年秋田市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第4条中「別表第1中、団長、副団長、分団長、副分団長および部長については、8級以下3級以上の職務にある者、その他の団員については、2級以下の職務にある者の額にそれぞれ」を「の規定により一般職の職員に支給する旅費の額に」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(秋田市職員等の旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の秋田市職員等の旅費に関する条例(以下「改正後の旅費条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に改正後の旅費条例第2条第1号に規定する旅行命令権者が改正後の旅費条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に任命権者が第1条の規定による改正前の秋田市職員等の旅費に関する条例(附則第4項において「改正前の旅費条例」という。)第3条第4項の旅行命令又は旅行依頼を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に任命権者が同項の旅行命令又は旅行依頼を発し、かつ、施行日以後に改正後の旅費条例第2条第1号に規定する旅行命令権者が改正後の旅費条例第4条第3項の規定により当該旅行命令又は旅行依頼を変更する旅行については、改正後の旅費条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
- 3 改正後の旅費条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職、免職、失職もしくは休職(以下この項において「退職等」という。)となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。
- 4 改正後の旅費条例第3条第5項および第6項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項および第4項の規定により旅費の支給

を受けることができる場合について適用し、改正前の旅費条例第3条第1項から第3項まで、第21条および第22条第1項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

- 5 改正後の旅費条例第25条の規定は、改正後の旅費条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

(秋田市消防団員の報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 第2条の規定による改正後の秋田市消防団員の報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例の規定は、施行日以後に出発する旅行について適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

提案理由

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正（令和6年法律第22号）等に準じ、市が支給する旅費の種目および内容について改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第36号

秋田市市税条例の一部を改正する件

秋田市市税条例の一部を次のように改正する。

令和8年2月10日提出

秋田市長 沼 谷 純

秋田市市税条例の一部を改正する条例

秋田市市税条例（昭和25年秋田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第11条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第11条の3中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市市税条例第11条の規定は、この条例の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお

従前の例による。

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）の一部の施行に伴い、公示送達の方法を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第37号

秋田市雄和ふるさと温泉条例の一部を改正する件

秋田市雄和ふるさと温泉条例の一部を次のように改正する。

令和8年2月10日提出

秋田市長 沼 谷 純

秋田市雄和ふるさと温泉条例の一部を改正する条例

秋田市雄和ふるさと温泉条例（平成16年秋田市条例第97号）の一部を次のように改正する。

別表の表中「5,452円」を「11,500円」に、「3,685円」を「7,770円」に、「4,809円」を「7,213円」に、「400円」を「600円」に、「243円」を「364円」に、「500円」を「750円」に、「250円」を「375円」に、「801円」を「1,201円」に改め、同表の備考の1中「5,000円」を「7,500円」に、「2,500円」を「3,750円」に、「10,000円」を「15,000円」に、「15,000円」を「22,500円」に、「7,500円」を「11,250円」に改め、同表の備考の6中「801円」を「1,201円」に改め、同表の備考の8中「325円」を「487円」に、「534円」を「801円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の秋田市雄和ふるさと温泉条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

提案理由

雄和ふるさと温泉の利用料金を改めるため、改正しようとするものである。

議案第38号

秋田市雄和地区北部コミュニティ施設条例を廃止する件

秋田市雄和地区北部コミュニティ施設条例を次のように廃止する。

令和8年2月10日提出

秋田市長 沼 谷 純

秋田市雄和地区北部コミュニティ施設条例を廃止する条例

秋田市雄和地区北部コミュニティ施設条例（平成16年秋田市条例第78号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

雄和地区北部コミュニティ施設を廃止するため、この条例を廃止しようとするものである。

議案第39号

秋田市雄和農林漁家婦人活動促進施設条例を廃止する件

秋田市雄和農林漁家婦人活動促進施設条例を次のように廃止する。

令和8年2月10日提出

秋田市長 沼 谷 純

秋田市雄和農林漁家婦人活動促進施設条例を廃止する条例

秋田市雄和農林漁家婦人活動促進施設条例（平成16年秋田市条例第82号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

雄和農林漁家婦人活動促進施設を廃止するため、この条例を廃止しようとするものである。

議案第40号

秋田市雄和山村交流センター条例を廃止する件

秋田市雄和山村交流センター条例を次のように廃止する。

令和8年2月10日提出

秋田市長 沼 谷 純

秋田市雄和山村交流センター条例を廃止する条例

秋田市雄和山村交流センター条例（平成16年秋田市条例第83号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

雄和山村交流センターを廃止するため、この条例を廃止しようとするものである。

議案第41号

秋田市雄和左手子交流センター条例を廃止する件

秋田市雄和左手子交流センター条例を次のように廃止する。

令和8年2月10日提出

秋田市長 沼 谷 純

秋田市雄和左手子交流センター条例を廃止する条例

秋田市雄和左手子交流センター条例（平成17年秋田市条例第17号）は、
廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

雄和左手子交流センターを廃止するため、この条例を廃止しようとする
ものである。

議案第42号

秋田市老人いこいの家条例の廃止等に関する条例を設定する件

秋田市老人いこいの家条例の廃止等に関する条例を次のように設定する。

令和8年2月10日提出

秋田市長 沼谷 純

秋田市老人いこいの家条例の廃止等に関する条例

(秋田市老人いこいの家条例の廃止)

第1条 秋田市老人いこいの家条例(昭和47年秋田市条例第17号)は、廃止する。

(秋田市老人いこいの家条例の一部改正)

第2条 秋田市老人いこいの家条例の一部を次のように改正する。

第1条の表秋田市八橋老人いこいの家の項および秋田市大森山老人と子どもの家の項を削る。

第3条中「次の各号に掲げる」を削り、「当該各号に定める」を「市内に居住する60歳以上の」に改め、同条各号を削る。

附 則

この条例は、令和10年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

老人いこいの家を廃止すること等とするため、この条例を設定しようとするものである。

議案第43号

秋田市雄和ふれあいプラザ条例を廃止する件

秋田市雄和ふれあいプラザ条例を次のように廃止する。

令和8年2月10日提出

秋田市長 沼 谷 純

秋田市雄和ふれあいプラザ条例を廃止する条例

秋田市雄和ふれあいプラザ条例（平成16年秋田市条例第88号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

雄和ふれあいプラザを廃止するため、この条例を廃止しようとするものである。

議案第44号

秋田市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する件

秋田市個人番号の利用に関する条例の一部を次のように改正する。

令和8年2月10日提出

秋田市長 沼谷 純

秋田市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

秋田市個人番号の利用に関する条例（平成27年秋田市条例第56号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項を次のように改める。

1	削除
---	----

別表第2の1の項中「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置の実施に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）」を「外国人生活保護関係情報」に改め、同表の2の項および9の項中「、障害者関係情報」を削り、同表の11の項中「小児慢性特定疾病医療費の支給、」、「、障害者関係情報、生活保護関係情報」、「、児童扶養手当関係情報」、「、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付けもしくは給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当もしくは特別障害者手当もしくは昭和六十年法律第三十四号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、母子保健法による養育医療の給付もしくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当の支給に関する情報」、「、中国残留邦人等支援給付関係情報」および「、障害者自立支援給付関係情報」を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正（令和 5 年法律第 48 号）等に伴い、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第45号

秋田市手数料条例の一部を改正する件

秋田市手数料条例の一部を次のように改正する。

令和8年2月10日提出

秋田市長 沼 谷 純

秋田市手数料条例の一部を改正する条例

秋田市手数料条例（平成12年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第3第65号の9中「第14条第15項」を「第14条第13項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年5月1日から施行する。

提案理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正（令和7年法律第37号）に伴い、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第46号

秋田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を
設定する件

秋田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次の
ように設定する。

令和8年2月10日提出

秋田市長 沼谷 純

秋田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第4条）

第2節 運営に関する基準（第5条—第33条）

第3章 雑則（第34条・第35条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 支給対象小学校就学前子ども 法第30条の14に規定する支給対象小

学校就学前子どもをいう。

- (2) 乳児等支援給付認定保護者 法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。
- (3) 乳児等支援給付認定子ども 法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。
- (4) 特定乳児等通園支援 法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。
- (5) 特定乳児等通園支援事業者 法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。
- (6) 乳児等支援給付費 法第30条の20第1項に規定する乳児等支援給付費をいう。
- (7) 法定代理受領 法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。
- (8) 地域子ども・子育て支援事業 法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業をいう。

（一般原則）

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容および水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの意思および人格を尊重し、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するよう努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域および家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設および法第29条第1項に規定する特

定地域型保育事業者をいう。以下同じ。)、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援を行う事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもが当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数および時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

（面談）

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子どもおよびその保護者の心身の状況ならびに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像および音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あら

かじめ、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

(提供拒否の禁止)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、特定乳児等通園支援の提供を拒んではならない。

(あっせんおよび要請に対する協力)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせんおよび要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供する際、乳児等支援給付認定保護者から乳児等支援支給認定証（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証をいう。）の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子どもおよびその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育および法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供したときは、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領をしないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保および向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げ

る費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用

(2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項および第3項の金銭の支払を求めるときは、あらかじめ、当該金銭の用途および額ならびに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前条第1項の法定代理受領をしない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子どもおよびその保護者の心身の状況等に応じ、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

（特定乳児等通園支援に関する評価等）

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

（相談および援助）

第17条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子どもおよびその保護者の心身の状況ならびに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子どもおよびその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（緊急時等の対応）

第18条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、直ちに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

（乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知）

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

（運営規程）

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的および運営の方針
- (2) 提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数および職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日および時間ならびに提供を行わない日
- (5) 第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由およびその額
- (6) 第4条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始および終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員に対し、その資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、第4条第1項の規定により定める

1 時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第23条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(差別的取扱いの禁止)

第24条 特定乳児等通園支援事業所は、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第13条の規定による支払の状況によって、差別的な取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 乳児等支援給付認定子どもの身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- (2) 乳児等支援給付認定子どもにわいせつな行為をすること又は乳児等支援給付認定子どもをしてわいせつな行為をさせること。
- (3) 乳児等支援給付認定子どもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、他の乳児等支援給付認定子どもによる前2号又は次号に掲げる行為の放置その他の特定乳児等通園支援事業所の職員としての養育又は業務を著しく怠ること。
- (4) 乳児等支援給付認定子どもに対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の乳児等支援給付認定子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、乳児等支援給付認定子どもの心身に有

害な影響を与える行為をすること。

(秘密保持等)

第26条 特定乳児等通園支援事業所の職員および管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対し、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供するときは、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。

(情報の提供等)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるよう、当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合は、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設（法第7条第4項に規定する教育・保育施設をいう。次項において同じ。）、地域型保育事業者（法第7条第5項に規定する地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）もしくは乳児等通園支援事業者

(乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。)又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者もしくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情への対応)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族(以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付ける窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容その他必要な事項を記録しなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市が行う報告もしくは帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示の命令又は当該職員からの質問もしくは特定乳児等通園支援事業所の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、および乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 5 特定乳児等通園支援事業者は、市から求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止および発生時の対応)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会および職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、直ちに市、当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況および事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備および会計に関する記録を整備しておかななければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結

の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第15条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
- (2) 第12条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
- (3) 第19条の規定による市への通知に係る記録
- (4) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第31条第3項に規定する事故の状況および事故に際して採った処置についての記録

第3章 雑則

(電磁的記録等)

第34条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合は、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又

は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類および内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項の規定による記載事項の提供を電磁的方法によってし

てはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、および「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項の規定による記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

（委任）

第35条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

子ども・子育て支援法の一部改正（令和6年法律第47号）等に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、この条例を設定しようとするものである。

議案第47号

秋田市乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する件

秋田市乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例
の一部を次のように改正する。

令和8年2月10日提出

秋田市長 沼谷 純

秋田市乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

秋田市乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例
(令和7年秋田市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項および第14条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園
支援事業所」に改める。

第17条第6号中「乳児又は幼児の区分ごとの」を削り、同条第7号中
「ならびに」を「その他の」に改める。

第19条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」
に改め、同条第2項中「当該乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援
事業所」に改める。

第21条第3項中「係る利用定員」の次に「(子ども・子育て支援法(平
成24年法律第65号)第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める
利用定員をいう。)」を加える。

第23条の次に次の1条を加える。

(設備および職員の基準の特例)

第23条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保
育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通

園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

第27条後段を削る。

第28条中「職員」を「乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正（令和7年内閣府令第96号）に伴い、特例保育を行う事業所における設備および運営に関する基準を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第48号

秋田市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する件

秋田市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を次のように改正する。

令和8年2月10日提出

秋田市長 沼谷 純

秋田市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例

秋田市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例（平成27年秋田市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号および第2号中「第30条の3」の次に「および第30条の13」を加え、同条第3号中「又は第24条第2項」を「、第24条第2項又は第30条の18第2項」に改め、「支給認定証」の次に「又は乳児等支援支給認定証」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

子ども・子育て支援法の一部改正（令和6年法律第47号）に伴い、乳児等のための支援給付における報告等に係る過料について定めるため、改正しようとするものである。

議案第49号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例の一部を改正する件

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例の一部を次のように改正する。

令和8年2月10日提出

秋田市長 沼谷 純

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例の一部を改正する条例

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「10円」を「4円」に、「20円」を「8円」に、「30円」を「12円」に、「45円」を「18円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に新条例別表第1に掲げる指定袋と引換えに徴収する同表に掲げる一般廃棄物処理手数料について適用し、同日前に改正前の秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例別表第1に掲げる指定袋と引換えに徴収した同表に掲げる一般廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

提案理由

家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料を引き下げるため、改正しようとするものである。

議案第50号

秋田市新型コロナウイルス感染症対策特別金融支援基金条例を廃止する件

秋田市新型コロナウイルス感染症対策特別金融支援基金条例を次のように廃止する。

令和8年2月10日提出

秋田市長 沼谷 純

秋田市新型コロナウイルス感染症対策特別金融支援基金条例を廃止する条例

秋田市新型コロナウイルス感染症対策特別金融支援基金条例（令和2年秋田市条例第37号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

新型コロナウイルス感染症対策特別金融支援基金を廃止するため、この条例を廃止しようとするものである。

議案第51号

秋田市商工業振興条例の一部を改正する件

秋田市商工業振興条例の一部を次のように改正する。

令和8年2月10日提出

秋田市長 沼 谷 純

秋田市商工業振興条例の一部を改正する条例

秋田市商工業振興条例（昭和42年秋田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市商工業振興条例の規定は、この条例の施行の日以後に操業を開始する事業を行う者について適用し、同日前に操業を開始した事業を行う者については、なお従前の例による。

提案理由

環境整備助成金を廃止するとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第52号

秋田市特別会計条例の一部を改正する件

秋田市特別会計条例の一部を次のように改正する。

令和8年2月10日提出

秋田市長 沼谷 純

秋田市特別会計条例の一部を改正する条例

秋田市特別会計条例（昭和39年秋田市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条に次の1号を加える。

(10) 秋田市工業団地開発事業会計

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

北部地区再生可能エネルギー工業団地整備事業の実施に伴い、新たに工業団地開発事業会計を設置するため、改正しようとするものである。

議案第53号

秋田市森林等の火入れに関する条例の一部を改正する件

秋田市森林等の火入れに関する条例の一部を次のように改正する。

令和8年2月10日提出

秋田市長 沼 谷 純

秋田市森林等の火入れに関する条例の一部を改正する条例

秋田市森林等の火入れに関する条例（昭和59年秋田市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「強風注意報、異常乾燥注意報」を「暴風特別警報、暴風警報、強風注意報もしくは乾燥注意報が発表された場合」に改め、「火災警報」の次に「もしくは林野火災に関する注意報」を加え、同条第2項中「風勢等」を「、風勢等」に、「とき」を「場合」に、「又は強風注意報、異常乾燥注意報もしくは」を「暴風特別警報、暴風警報、強風注意報もしくは乾燥注意報が発表された場合又は」に改め、「火災警報」の次に「もしくは林野火災に関する注意報」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

火入れの中止に係る要件を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第54号

秋田市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する件

秋田市公設地方卸売市場業務条例の一部を次のように改正する。

令和8年2月10日提出

秋田市長 沼谷 純

秋田市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例

秋田市公設地方卸売市場業務条例（平成23年秋田市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第40条の次に次の1条を加える。

（開設者による指定飲食料品等の公表）

第40条の2 市長は、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

- (1) 市場において取り扱う食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。次号および第3号において「食品等持続的供給法」という。）第42条第1項に規定する指定飲食料品等
- (2) 前号に掲げる指定飲食料品等の食品等持続的供給法第42条第1項第1号に規定する指標
- (3) 食品等持続的供給法第36条各号に掲げる措置の内容

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

卸売市場法の一部改正（令和7年法律第69号）等に伴い、開設者による

指定飲食料品等の公表について定めるため、改正しようとするものである。

議案第55号

秋田市道路占用等に関する条例の一部を改正する件

秋田市道路占用等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和8年2月10日提出

秋田市長 沼谷 純

秋田市道路占用等に関する条例の一部を改正する条例

秋田市道路占用等に関する条例（昭和43年秋田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

占 用 物 件		占 用 料	
		単 位	金 額（円）
法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第1種電柱	1本につき1年	670
	第2種電柱		1,000
	第3種電柱		1,400
	第1種電話柱		600
	第2種電話柱		960
	第3種電話柱		1,300
	その他の柱類		60
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年
	地下に設ける電線その他の線類	4	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	590
地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき	360	

			1年		
	変圧塔その他これに類するものおよび公衆電話所		1個につき1年	1,200	
	郵便差出箱および信書便差出箱			500	
	広告塔		表示面積1平方メートルにつき1年	1,900	
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	1,200	
法第32条 第1項第 2号に掲 げる物件	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	25	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			36	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			54	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			72	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			110	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			140	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			250	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			360	
	外径が1メートル以上のもの			720	
法第32条	自	法第2条第	地下に設け	長さ1メートル	4

第1項第3号に掲げる施設	動 運 行 補 助 施 設	2項第5号	るもの	につき1年	
		に規定する	その他のもの		12
		自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類			
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年	960
		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	600
	地下に設けるもの	360			
	その他のもの		1,200		
法第32条第1項第4号に掲げる施設				占用面積1平方メートルにつき1年	1,200
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街および地下室	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額	
		階数が2のもの			Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの			Aに0.008を乗じて得た額
	上空に設ける通路			950	
	地下に設ける通路			570	
その他のもの			1,200		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	19	
	その他のもの		占用面積1平方	190	

			メートルにつき 1月	
政令第7 条第1号 に掲げる 物件	看板（アーチ であるものを 除く。）	一時的に設 けるもの	表示面積1平方 メートルにつき 1月	190
		その他のも の	表示面積1平方 メートルにつき 1年	1,900
	標識		1本につき1年	960
	旗ざお	祭礼、縁日 その他の催 しに際し、 一時的に設 けるもの	1本につき1日	19
		その他のも の	1本につき1月	190
	幕（政令第7 条第4号に掲 げる工事用施 設であるもの を除く。）	祭礼、縁日 その他の催 しに際し、 一時的に設 けるもの	その面積1平方 メートルにつき 1日	19
		その他のも の	その面積1平方 メートルにつき 1月	190
	アーチ	車道を横断 するもの	1基につき1月	1,900
		その他のも の		950
	政令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方
政令第7条第3号に掲げる施設			メートルにつき	Aに0.034を乗

		1年	じて得た額
政令第7条第4号に掲げる工事用施設 および同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方 メートルにつき	190
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物 および同条第7号に掲げる施設		1月	120
政令第7 条第8号 に掲げる 施設	トンネルの上又は高架の道 路の路面下（当該路面下の 地下を除く。）に設けるもの		Aに0.013を乗 じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.018を乗 じて得た額
	地下（トンネ ルの上の地下 を除く。）に 設けるもの	階数が1の もの	Aに0.004を乗 じて得た額
		階数が2の もの	Aに0.006を乗 じて得た額
		階数が3以 上のもの	Aに0.008を乗 じて得た額
その他のもの		Aに0.026を乗 じて得た額	
政令第7 条第9号 に掲げる 施設	建築物		Aに0.017を乗 じて得た額
	その他のもの		Aに0.012を乗 じて得た額
政令第7 条第10号 に掲げる 施設およ び自動車 駐車場	建築物		Aに0.024を乗 じて得た額
	その他のもの		Aに0.012を乗 じて得た額
政令第7	トンネルの上又は高架の道		Aに0.017を乗

条第11号 に掲げる 応急仮設 建築物	路の路面下に設けるもの	じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.024を乗 じて得た額
	その他のもの	Aに0.034を乗 じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.026を乗 じて得た額
政令第7 条第13号 に掲げる 施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに0.017を乗 じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.024を乗 じて得た額
	その他のもの	Aに0.034を乗 じて得た額
政令第7条第14号および第15号に掲げる施設		Aに0.034を乗 じて得た額

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項もしくは第3項の規定による許可を受け、又は同法第35条の規定による協議が成立して存する占用物件（この条例の施行の日以後に当該許可又は協議が更新された場合を含む。以下「継続占用物件」という。）に係る令和8年度以降の占用料の額は、改正後の秋田市道路占用等に関する条例第5条の規定を適用して算定した占用料の額が当該継続占用物件に係る前年度の占用料の額（令和8年度分の占用料を算出する場合にお

いて、令和7年度中に占有を開始した継続占有物件については、実際の占有期間にかかわらず、令和7年度1年分の占有料に相当する額とする。)に1.2を乗じて得た額(以下「調整占有料額」という。)を超える場合には、同条の規定にかかわらず、当該調整占有料額とする。

提案理由

占有料の額を改定するため、改正しようとするものである。

議案第56号

秋田市都市公園条例の一部を改正する件

秋田市都市公園条例の一部を次のように改正する。

令和8年2月10日提出

秋田市長 沼谷 純

秋田市都市公園条例の一部を改正する条例

秋田市都市公園条例（昭和39年秋田市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第2 千秋公園の項中

千秋公園 有料駐車場	最初の30分まで	1台 につ き	100円	使用期間 は、毎年 4月1日 から11月 30日まで とする。
	30分を超える30分までごと に		100円	

を

千秋公園 大坂有料 駐車場	最初の30分まで	1台 につ き	100円	使用期間 は、毎年 4月1日 から11月 30日まで とする。
	30分を超える30分までごと に		100円	
千秋公園 大手門通	最初の30分まで	1台 につ	100円	
	30分を超える30分までごと		100円	

に

り 有 料 駐	に	き		
車 場				

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の秋田市都市公園条例の規定は、この条例の施行の日以後に使用を開始する場合の使用料について適用し、同日前に使用を開始した場合の使用料については、なお従前の例による。

提案理由

千秋公園大手門通り有料駐車場の使用料を定めること等とするため、改正しようとするものである。

議案第57号

秋田市火災予防条例の一部を改正する件

秋田市火災予防条例の一部を次のように改正する。

令和8年2月10日提出

秋田市長 沼 谷 純

秋田市火災予防条例の一部を改正する条例

秋田市火災予防条例（昭和48年秋田市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第7条の2の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第1項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ）」に改め、同項第2号および同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第7条の3とし、第7条の次に次の1条を加える。

（簡易サウナ設備）

第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置および構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等および可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。

(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動および自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造および管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号までおよび第17号から第18号の3まで、第2項第6号、第3項ならびに第4項を除く。）および第5条第1項の規定を準用する。

第29条の7を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

市は、住宅における火災の予防を推進するため、住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、感震ブレーカーその他の物品、機械器具および設備の普及の促進に努めるものとする。

第52条第6号の次に次の1号を加える。

(6)の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第52条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

提案理由

新たに簡易サウナ設備を設置する際の位置に関する基準等を定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第58号

秋田市消防団員の定員および任免に関する条例の一部を改正する件

秋田市消防団員の定員および任免に関する条例の一部を次のように改正する。

令和8年2月10日提出

秋田市長 沼谷 純

秋田市消防団員の定員および任免に関する条例の一部を改正する条例

秋田市消防団員の定員および任免に関する条例（昭和40年秋田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条中「2,100人」を「1,700人」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

消防団員の定員を改めるため、改正しようとするものである。

議案第59号

秋田市水道事業給水条例および秋田市小規模水道施設条例の一部を
改正する件

秋田市水道事業給水条例および秋田市小規模水道施設条例の一部を次の
ように改正する。

令和8年2月10日提出

秋田市長 沼 谷 純

秋田市水道事業給水条例および秋田市小規模水道施設条例の一部を
改正する条例

(秋田市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 秋田市水道事業給水条例(昭和35年秋田市条例第8号)の一部を
次のように改正する。

第9条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者
(法第3条第5項に規定する水道事業者をいう。以下この項および次
項において同じ。)又は他の水道事業者が法第16条の2第1項の指定
をした者に給水装置工事を施行させる必要があると認めるときは、こ
の限りでない。

第9条第2項中「前項」を「前項本文」に改め、「指定給水装置工事
事業者」の次に「(前項ただし書に規定する場合には、他の水道事業者
が法第16条の2第1項の指定をした者を含む。次条第2項および第37条
第2項において同じ。)」を加える。

(秋田市小規模水道施設条例の一部改正)

第2条 秋田市小規模水道施設条例(平成16年秋田市条例第127号)の一
部を次のように改正する。

第7条第1項中「、又は」を「又は」に、「第9条第1項」を「第9条第1項本文」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の水道事業者（法第3条第5項に規定する水道事業者をいう。以下この項および次項において同じ。）又は他の水道事業者が法第16条の2第1項の指定をした者に給水装置工事を施行させる必要があると認めるときは、この限りでない。

第7条第2項中「前項」を「前項本文」に改め、「指定給水装置工事事業者」の次に「（前項ただし書に規定する場合には、他の水道事業者が法第16条の2第1項の指定をした者を含む。第23条第2項において同じ。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

災害等の場合における他の水道事業者等による給水装置工事の施行について定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第60号

秋田市下水道条例の一部を改正する件

秋田市下水道条例の一部を次のように改正する。

令和8年2月10日提出

秋田市長 沼 谷 純

秋田市下水道条例の一部を改正する条例

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の公共下水道管理者（法第4条第1項に規定する公共下水道管理者をいう。）の指定その他これに類する処分を受けた者に排水設備等の新設等の工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

第5条第2項中「前項」を「前項本文」に改める。

第5条の2中「前条第1項」を「前条第1項本文」に改める。

第5条の3中「第5条第1項」を「第5条第1項本文」に改め、同条第2号中「が1人以上専属している」を「を1人以上選任している」に改める。

第5条の5第1項および第5条の8中「第5条第1項」を「第5条第1項本文」に改める。

第5条の9第1項中「専属させなければ」を「選任しなければ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、秋田県内の他の営業所について兼任することを妨げない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条の3第2号および第5条の9第1項の改正規定ならびに同項にただし書を加える改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の秋田市下水道条例（以下「新条例」という。）第5条の3第2号の規定は、令和8年4月1日以後にされる新条例第5条の2の申請に係る指定について適用し、同日前にされた改正前の秋田市下水道条例第5条の2の申請に係る指定については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定は、秋田市下水道条例第5条の4において準用する同条例第5条第3項の指定の更新について準用する。

提案理由

災害等の場合における他の公共下水道管理者の指定等を受けた者による排水設備等の新設等の工事の施行について定めること等とともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第61号

秋田市農業集落排水施設条例等の一部を改正する件

秋田市農業集落排水施設条例等の一部を次のように改正する。

令和8年2月10日提出

秋田市長 沼 谷 純

秋田市農業集落排水施設条例等の一部を改正する条例

(秋田市農業集落排水施設条例の一部改正)

第1条 秋田市農業集落排水施設条例(平成元年秋田市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第10条中「第5条第1項」を「第5条第1項本文」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の公共下水道管理者(下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項に規定する公共下水道管理者をいう。)の指定その他これに類する処分を受けた者に排水設備の新設等の工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

(秋田市地域下水道条例の一部改正)

第2条 秋田市地域下水道条例(平成元年秋田市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第7条中「第5条第1項」を「第5条第1項本文」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の公共下水道管理者(下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項に規定する公共下水道管理者をいう。)の指定その他これに類する処分を受けた者に排水設備等の新設等の工事を行わせる必要があると認めるときは、

この限りでない。

(秋田市個別排水処理施設条例の一部改正)

第3条 秋田市個別排水処理施設条例（平成16年秋田市条例第131号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第5条第1項」を「第5条第1項本文」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の公共下水道管理者（下水道法第4条第1項に規定する公共下水道管理者をいう。）の指定その他これに類する処分を受けた者に排水設備の新設等の工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

災害等の場合における他の公共下水道管理者の指定等を受けた者による排水設備等の新設等の工事の施行について定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第62号

令和7年度秋田市一般会計補正予算（第7号）に関する専決処分について承認を求める件

令和7年度秋田市一般会計補正予算（第7号）に関しては、特に緊急を要したので、別紙のとおり専決処分した。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和8年2月10日提出

秋田市長 沼谷 純

提案理由

除排雪作業の増加に伴う経費の補正について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったので専決処分したことから、今議会において承認を求めようとするものである。

専決第2号

専 決 処 分 書

令和7年度秋田市一般会計補正予算（第7号）の件

上記の件は、次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和8年1月9日

秋田市長 沼 谷 純

令和7年度秋田市一般会計補正予算（第7号）

令和7年度秋田市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ600,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ152,603,121千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
12	地方交付税	25,395,853	600,000	25,995,853
	1 地方交付税	25,395,853	600,000	25,995,853
	歳入合計	152,003,121	600,000	152,603,121

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
8 土木費		16,958,685	600,000	17,558,685
	2 道路橋りょう費	3,895,744	600,000	4,495,744
	歳 出 合 計	152,003,121	600,000	152,603,121

一 般 会 計
歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額	補正額	計
12 地方交付税	千円 25,395,853	千円 600,000	千円 25,995,853
歳入合計	152,003,121	600,000	152,603,121

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
8 土木費	16,958,685	600,000	17,558,685
歳 出 合 計	152,003,121	600,000	152,603,121

補正額の財源内訳			
特 国県支出金	定 市	財 債	源 その他
千円	千円	千円	千円
			600,000
0	0	0	600,000

2 歳 入

1 2 款 地方交付税

1 項 地方交付税

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 地方交付税	千円 25,395,853	千円 600,000	千円 25,995,853	1 地方交付税	千円 600,000
計	25,395,853	600,000	25,995,853		

説	明	
01 普通交付税	(財 政)	千円 600,000

3 歳 出

8 款 土木費

2 項 道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	市 債	その他	
2 道路維持費	千円 2,512,009	千円 600,000	千円 3,112,009	千円	千円	千円	千円 600,000
計	3,895,744	600,000	4,495,744	0	0	0	600,000

節		説明	
区 分	金 額		
12 委託料	千円 600,000	【建設部関係】 除排雪関係経費	千円 600,000 600,000

歳 入 に 関 す る 調

歳 出 総 額 600,000 千円

上記のうち特定財源 ー

差 引 一 般 財 源 600,000

こ の 補 て ん

(単位：千円)

款	金 額	項	金 額
12 地 方 交 付 税	600,000	1 地 方 交 付 税	600,000
計	600,000		

議案第63号

令和7年度秋田市一般会計補正予算（第8号）に関する専決処分について承認を求める件

令和7年度秋田市一般会計補正予算（第8号）に関しては、特に緊急を要したので、別紙のとおり専決処分した。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和8年2月10日提出

秋田市長 沼谷 純

提案理由

令和8年1月23日に衆議院が解散し、同年2月8日施行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官の国民審査に要する経費の補正について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったので専決処分したことから、今議会において承認を求めようとするものである。

専決第6号

専 決 処 分 書

令和7年度秋田市一般会計補正予算（第8号）の件

上記の件は、次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和8年1月20日

秋田市長 沼 谷 純

令和7年度秋田市一般会計補正予算（第8号）

令和7年度秋田市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ136,026千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ152,739,147千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
17 県支出金		千円 10,864,717	千円 136,026	千円 11,000,743
	3 委託金	816,565	136,026	952,591
歳入合計		152,603,121	136,026	152,739,147

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		19,461,464	136,026	19,597,490
	4 選挙費	256,941	136,026	392,967
	歳 出 合 計	152,603,121	136,026	152,739,147

一 般 会 計
歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額	補正額	計
17 県支出金	千円 10,864,717	千円 136,026	千円 11,000,743
歳入合計	152,603,121	136,026	152,739,147

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	19,461,464	136,026	19,597,490
歳 出 合 計	152,603,121	136,026	152,739,147

補正額の財源内訳			
特	定	財	源
国県支出金	市	債	その他
千円	千円	千円	千円
136,026			
136,026	0	0	0

2 歳 入

1 7 款 県支出金

3 項 委託金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 総務費委託金	千円 792,647	千円 136,026	千円 928,673	3 選挙費委託金	千円 136,026
計	816,565	136,026	952,591		

説	明	
02 衆議院議員選挙委託金	(選挙委)	<div style="text-align: right;">千円</div> 136,026

3 歳 出

2 款 総務費

4 項 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	市 債	その他	
7 衆議院議員 選挙及び国 民審査費	千円 0	千円 136,026	千円 136,026	千円 136,026	千円	千円	千円
計	256,941	136,026	392,967	136,026	0	0	0

節		説	明
区 分	金 額		
1 報酬	千円 7,648	【選挙管理委員会関係】 衆議院議員選挙及び国民審査経費	千円 136,026
2 給料	5,014		136,026
3 職員手当等	36,964		
7 報償費	2,894		
10 需用費	5,220		
11 役務費	32,918		
12 委託料	36,969		
13 使用料及び賃借料	8,299		
18 負担金、補助及び交付金	100		

2 款 総務費

補正予算給与費明細書

1 特別職

(単位：人、千円)

区分	職員数	給 与 費					共 済 費	合 計	備 考	
		報 酬	給 料	期末手当	寒 冷 地 手 当	計				
補 正 後	長 等	4		44,148	15,141	270	59,559	8,661	68,220	
	議 員	36	271,312		91,567		362,879	72,049	434,928	
	その他	68	47,925	7,128	2,424	99	57,576	2,132	59,708	
	計	108	319,237	51,276	109,132	369	480,014	82,842	562,856	
補 正 前	長 等	4		44,148	15,141	270	59,559	8,661	68,220	
	議 員	36	271,312		91,567		362,879	72,049	434,928	
	その他	68	47,805	7,128	2,424	99	57,456	2,132	59,588	
	計	108	319,117	51,276	109,132	369	479,894	82,842	562,736	
比 較	長 等	0		0	0	0	0	0	0	
	議 員	0	0		0		0	0	0	
	その他	0	120	0	0	0	120	0	120	
	計	0	120	0	0	0	120	0	120	

2 一般職

(1) 総 括

(単位：人、千円)

区分	職員数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	(93) 4,300	2,265,840	10,044,581	7,201,784	19,512,205	3,838,414	23,350,619	
補正前	(93) 4,253	2,265,549	10,039,567	7,164,820	19,469,936	3,838,414	23,308,350	
比 較	(0) 47	291	5,014	36,964	42,269	0	42,269	

※職員数欄の()内は、短時間勤務職員について外書き

区分	扶養手当	時 間 外 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	通 勤 手 当	寒 冷 地 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	特 殊 勤 務 手 当
補正前	225,924	775,787	313,080	184,454	162,987	2,634,920	2,172,591	87,209
比 較	0	36,815	0	149	0	0	0	0
区分	退職手当	住 居 手 当	単 身 赴 任 手 当	地 域 手 当	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	児 童 手 当	
補正後	258,488	165,967	2,592	5,331	6,021	3,275	166,194	
補正前	258,488	165,967	2,592	5,331	6,021	3,275	166,194	
比 較	0	0	0	0	0	0	0	

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：人、千円)

区 分	職員数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	(93) 2,435		9,850,707	6,384,900	16,235,607	3,331,686	19,567,293	
補正前	(93) 2,435		9,850,707	6,353,576	16,204,283	3,331,686	19,535,969	
比 較	(0) 0		0	31,324	31,324	0	31,324	

※職員数欄の()内は、短時間勤務職員について外書き

職員手当等の内訳	区 分	扶 養 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	通 勤 手 当	寒 冷 地 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	特 殊 勤 務 手 当
	補正後	225,924	791,535	313,080	178,924	162,987	2,205,386	1,812,211	86,985
	補正前	225,924	760,211	313,080	178,924	162,987	2,205,386	1,812,211	86,985
	比 較	0	31,324	0	0	0	0	0	0
職員手当等の内訳	区 分	退 職 手 当	住 居 手 当	単 身 赴 任 手 当	地 域 手 当	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	児 童 手 当	
	補正後	258,488	165,967	2,592	5,331	6,021	3,275	166,194	
	補正前	258,488	165,967	2,592	5,331	6,021	3,275	166,194	
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	

イ 会計年度任用職員

(単位：人、千円)

区 分	職員数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	1,865	2,265,840	193,874	816,884	3,276,598	506,728	3,783,326	
補正前	1,818	2,265,549	188,860	811,244	3,265,653	506,728	3,772,381	
比 較	47	291	5,014	5,640	10,945	0	10,945	

職員手当等の内訳	区 分	時 間 外 勤 務 手 当	通 勤 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	特 殊 勤 務 手 当
	補正後	21,067	5,679	429,534	360,380	224
	補正前	15,576	5,530	429,534	360,380	224
	比 較	5,491	149	0	0	0

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由	別 内 訳	説 明	備 考
給 料	5,014	その他の増減分	5,014		
職 員 手 当 等	36,964	その他の増減分	36,964		

議案第64号

令和7年度秋田市一般会計補正予算（第9号）に関する専決処分について承認を求める件

令和7年度秋田市一般会計補正予算（第9号）に関しては、特に緊急を要したので、別紙のとおり専決処分した。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和8年2月10日提出

秋田市長 沼谷 純

提案理由

除排雪作業の増加に伴う経費の補正について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったので専決処分したことから、今議会において承認を求めようとするものである。

専決第9号

専 決 処 分 書

令和7年度秋田市一般会計補正予算（第9号）の件

上記の件は、次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和8年1月28日

秋田市長 沼 谷 純

令和7年度秋田市一般会計補正予算（第9号）

令和7年度秋田市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ600,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ153,339,147千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
12	地方交付税	25,995,853	400,000	26,395,853
	1 地方交付税	25,995,853	400,000	26,395,853
20	繰入金	3,007,707	200,000	3,207,707
	2 基金繰入金	2,836,698	200,000	3,036,698
	歳入合計	152,739,147	600,000	153,339,147

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
8	土木費	17,558,685	600,000	18,158,685
	2 道路橋りょう費	4,495,744	600,000	5,095,744
	歳 出 合 計	152,739,147	600,000	153,339,147

一 般 会 計
歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
8 土木費	17,558,685	600,000	18,158,685
歳 出 合 計	152,739,147	600,000	153,339,147

補正額の財源内訳			
特 国県支出金	定 市	財 債	源 その他
千円	千円	千円	千円
			600,000
0	0	0	600,000

2 歳 入

1 2 款 地方交付税

1 項 地方交付税

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 地方交付税	千円 25,995,853	千円 400,000	千円 26,395,853	1 地方交付税	千円 400,000
計	25,995,853	400,000	26,395,853		

2 0 款 繰入金

2 項 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	800,000	200,000	1,000,000	1 財政調整基金 繰入金	200,000
計	2,836,698	200,000	3,036,698		

説		明	
02 特別交付税		(財 政)	千円 400,000

01 財政調整基金繰入金		(財 政)	200,000

1 2 款 地方交付税 2 0 款 繰入金

3 歳 出

8 款 土木費

2 項 道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	市 債	その他	
2 道路維持費	千円 3,112,009	千円 600,000	千円 3,712,009	千円	千円	千円	千円 600,000
計	4,495,744	600,000	5,095,744	0	0	0	600,000

節		説	明
区 分	金 額		
12 委託料	千円 600,000	【建設部関係】 除排雪関係経費	千円 600,000 600,000

歳 入 に 関 す る 調

歳 出 総 額 600,000 千円

上記のうち特定財源 ー

差 引 一 般 財 源 600,000

こ の 補 て ん

(単位：千円)

款	金 額	項	金 額
12 地 方 交 付 税	400,000	1 地 方 交 付 税	400,000
20 繰 入 金	200,000	2 基 金 繰 入 金	200,000
計	600,000		

議案第65号

秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更についての協議に関する
件

秋田県市町村総合事務組合規約（平成14年指令市町村—563）の一部変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定に基づき、関係地方公共団体で協議の上、別紙のとおりとすることについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和8年2月10日提出

秋田市長 沼谷 純

提案理由

令和8年3月31日に男鹿地区消防一部事務組合および湖東地区行政一部事務組合が解散すること等に伴い、秋田県市町村総合事務組合規約の一部を変更するため、議会の議決を求めようとするものである。

別紙

秋田県市町村総合事務組合格約の一部を変更する規約

秋田県市町村総合事務組合格約（平成14年指令市町村—563）の一部を次のように変更する。

別表第1中	三種・八峰養護老人ホーム組合	を	「	三種・八峰
	男鹿地区消防一部事務組合			男鹿地区衛
	男鹿地区衛生処理一部事務組合			大仙美郷介
	大仙美郷介護福祉組合			
	湖東地区行政一部事務組合			

養護老人ホーム組合	に、	「	八郎湖周辺清掃事務組合
生処理一部事務組合			秋田県後期高齢者医療広域連合
介護福祉組合			

を	八郎湖周辺清掃事務組合	に改める。
	男鹿潟上南秋消防組合	
	秋田県後期高齢者医療広域連合	

附 則

この規約は、知事の許可を受け、令和8年4月1日から施行する。

議案第66号

包括外部監査契約を締結する件

次により包括外部監査契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により議会の議決を求める。

令和8年2月10日提出

秋田市長 沼谷 純

- | | |
|-----------|--|
| 1 契約の目的 | 当該契約に基づく監査および監査の結果に関する報告 |
| 2 契約の期間 | 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで |
| 3 契約の金額 | 10,752,500円を上限とする額 |
| 4 費用の支払方法 | 監査の結果に関する報告の提出後に支払う。ただし、執務費用は、概算払をすることができるものとする。 |
| 5 契約の相手方 | 住所 秋田県南秋田郡井川町坂本字大野地237番地1
氏名 越山 薫
資格 公認会計士 |

提案理由

包括外部監査契約を締結するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第67号

秋田市河辺ユフォーレ公園施設の指定管理者を指定する件

次により秋田市河辺ユフォーレ公園施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和8年2月10日提出

秋田市長 沼谷 純

- 1 施設名 秋田市河辺ユフォーレ公園施設
- 2 指定管理者 秋田市河辺三内字丸舞1番地1
河辺地域振興株式会社
代表取締役 尾形和雄
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

提案理由

河辺ユフォーレ公園施設の指定管理者を指定するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第68号

秋田市北部市民サービスセンターの指定管理者を指定する件

次により秋田市北部市民サービスセンターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和8年2月10日提出

秋田市長 沼 谷 純

- 1 施設名 秋田市北部市民サービスセンター（秋田市市民サービスセンター条例（平成20年秋田市条例第38号）第4条の表秋田市北部市民サービスセンターの項第1号から第7号までに規定する地域文化ホール、体育館、和室、洋室、音楽室、調理室および陶芸工作室に限る。）
- 2 指定管理者 秋田市土崎港西五丁目3番1号
北部地域住民自治協議会
会長 渡 邊 清 明
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

北部市民サービスセンターの指定管理者を指定するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第69号

秋田市寺内地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件

次により秋田市寺内地区コミュニティセンターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和8年2月10日提出

秋田市長 沼谷 純

- 1 施設名 秋田市寺内地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者 秋田市寺内神屋敷13番23号
寺内地区コミュニティセンター管理運営委員会
会長 川口 洋一
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

寺内地区コミュニティセンターの指定管理者を指定するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第70号

秋田市金足地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件

次により秋田市金足地区コミュニティセンターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和8年2月10日提出

秋田市長 沼谷 純

- 1 施設名 秋田市金足地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者 秋田市金足小泉字上前55番地
金足地区コミュニティセンター管理運営委員会
会長 水澤 慶一
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

金足地区コミュニティセンターの指定管理者を指定するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第71号

秋田市河辺市民サービスセンターの指定管理者を指定する件

次により秋田市河辺市民サービスセンターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和8年2月10日提出

秋田市長 沼谷 純

- 1 施設名 秋田市河辺市民サービスセンター（秋田市市民サービスセンター条例（平成20年秋田市条例第38号）第4条の表秋田市河辺市民サービスセンターの項第1号から第3号までに規定する地域文化ホール、和室および洋室に限る。）
- 2 指定管理者 秋田市河辺和田字北条ヶ崎38番地2
河辺の郷自治協議会
会長 高橋 孝一
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

河辺市民サービスセンターの指定管理者を指定するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第72号

秋田市河辺岩見温泉交流センターの指定管理者を指定する件

次により秋田市河辺岩見温泉交流センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和8年2月10日提出

秋田市長 沼谷 純

- 1 施設名 秋田市河辺岩見温泉交流センター
- 2 指定管理者 秋田市河辺三内字外川原101番地1
河辺岩見温泉交流センター管理運営協議会
会長 備後正義
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

河辺岩見温泉交流センターの指定管理者を指定するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第73号

秋田市雄和市民サービスセンターの指定管理者を指定する件

次により秋田市雄和市民サービスセンターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和8年2月10日提出

秋田市長 沼 谷 純

- 1 施設名 秋田市雄和市民サービスセンター（秋田市市民サービスセンター条例（平成20年秋田市条例第38号）第4条の表秋田市雄和市民サービスセンターの項第1号から第4号までに規定する地域文化ホール、和室、洋室および調理室に限る。）
- 2 指定管理者 秋田市雄和妙法字上大部48番地1
雄和市民協議会
会長 長 沼 隆
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

雄和市民サービスセンターの指定管理者を指定するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第74号

秋田市上北手地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件

次により秋田市上北手地区コミュニティセンターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和8年2月10日提出

秋田市長 沼谷 純

- 1 施設名 秋田市上北手地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者 秋田市上北手猿田字苗代沢37番地1
上北手地区コミュニティセンター管理運営委員会
会長 鈴木 一 弘
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

上北手地区コミュニティセンターの指定管理者を指定するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第75号

秋田市桜地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件

次により秋田市桜地区コミュニティセンターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和8年2月10日提出

秋田市長 沼谷 純

- 1 施設名 秋田市桜地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者 秋田市桜台一丁目1番4号
桜地区コミュニティセンター管理運営委員会
会長 武内 仁
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

桜地区コミュニティセンターの指定管理者を指定するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第76号

秋田市中心市民サービスセンターの指定管理者を指定する件

次により秋田市中心市民サービスセンターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和8年2月10日提出

秋田市長 沼谷 純

- 1 施設名 秋田市中心市民サービスセンター（秋田市市民サービスセンター条例（平成20年秋田市条例第38号）第4条の表秋田市中心市民サービスセンターの項第1号から第6号までに規定する多目的ホール、和室、洋室、音楽室、調理室および陶芸工作室に限る。）
- 2 指定管理者 秋田市山王一丁目1番1号
中央地域づくり協議会
会長 佐々木 政 昭
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

中央市民サービスセンターの指定管理者を指定するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第77号

秋田市旭北地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件

次により秋田市旭北地区コミュニティセンターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和8年2月10日提出

秋田市長 沼谷 純

- 1 施設名 秋田市旭北地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者 秋田市大町四丁目4番15号
旭北地区コミュニティセンター管理運営委員会
会長 長谷川 淳 司
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

旭北地区コミュニティセンターの指定管理者を指定するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第78号

秋田市河辺高齢者健康づくりセンターの指定管理者を指定する件

次により秋田市河辺高齢者健康づくりセンターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和8年2月10日提出

秋田市長 沼谷 純

- 1 施設名 秋田市河辺高齢者健康づくりセンター
- 2 指定管理者 秋田市河辺三内字丸舞1番地1
河辺地域振興株式会社
代表取締役 尾形和雄
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

提案理由

河辺高齢者健康づくりセンターの指定管理者を指定するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第79号

古川排水機場本体整備工事請負契約の変更契約を締結する件

次により工事請負変更契約を締結することについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和8年2月10日提出

秋田市長 沼谷 純

- 1 議決年月日等 令和5年9月28日（議案第118号）
令和7年5月15日（専決第28号）
- 2 工 事 名 古川排水機場本体整備工事
- 3 工 事 場 所 四ツ小屋字中山地内
- 4 変 更 事 項 契約金額「976,248,900円」を「1,005,164,600円」
に変更する。
- 5 契約の相手方 伊藤工業・英明・加藤建設特定建設工事共同企業体
代表者 秋田市雄和平沢字舟津田78番地1
伊藤工業株式会社
代表取締役社長 伊藤元気
- 6 変 更 理 由 週休二日制モデル工事である本工事において、4
週8休以上の取得実績を確認できたことから、労務
費等の経費を増額補正することなどによる。

提案理由

古川排水機場本体整備工事請負契約の変更契約を締結するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第80号

令和7年度秋田市一般会計補正予算（第10号）に関する専決処分について承認を求める件

令和7年度秋田市一般会計補正予算（第10号）に関しては、特に緊急を要したので、別紙のとおり専決処分した。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和8年2月10日提出

秋田市長 沼谷 純

提案理由

除排雪作業の増加に伴う経費の補正について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったので専決処分したことから、今議会において承認を求めようとするものである。

専決第10号

専 決 処 分 書

令和7年度秋田市一般会計補正予算（第10号）の件

上記の件は、次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和8年2月6日

秋田市長 沼 谷 純

令和7年度秋田市一般会計補正予算（第10号）

令和7年度秋田市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ400,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ153,739,147千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
12	地方交付税	26,395,853	400,000	26,795,853
	1 地方交付税	26,395,853	400,000	26,795,853
	歳入合計	153,339,147	400,000	153,739,147

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
8 土木費		18,158,685	400,000	18,558,685
	2 道路橋りょう費	5,095,744	400,000	5,495,744
	歳 出 合 計	153,339,147	400,000	153,739,147

一 般 会 計
歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額	補正額	計
12 地方交付税	千円 26,395,853	千円 400,000	千円 26,795,853
歳入合計	153,339,147	400,000	153,739,147

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
8 土木費	18,158,685	400,000	18,558,685
歳 出 合 計	153,339,147	400,000	153,739,147

補正額の財源内訳			
特 国県支出金	定 市	財 債	源 その他
千円	千円	千円	千円
			400,000
0	0	0	400,000

2 歳 入

1 2 款 地方交付税

1 項 地方交付税

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 地方交付税	千円 26,395,853	千円 400,000	千円 26,795,853	1 地方交付税	千円 400,000
計	26,395,853	400,000	26,795,853		

説	明	
02 特別交付税	(財 政)	千円 400,000

3 歳 出

8 款 土木費

2 項 道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	市 債	その他	
2 道路維持費	千円 3,712,009	千円 400,000	千円 4,112,009	千円	千円	千円	千円 400,000
計	5,095,744	400,000	5,495,744	0	0	0	400,000

節		説	明
区 分	金 額		
12 委託料	千円 400,000	【建設部関係】 除排雪関係経費	千円 400,000 400,000

歳 入 に 関 す る 調

歳 出 総 額 400,000 千円

上記のうち特定財源 ー

差 引 一 般 財 源 400,000

こ の 補 て ん

(単位：千円)

款	金 額	項	金 額
12 地 方 交 付 税	400,000	1 地 方 交 付 税	400,000
計	400,000		